

衆議院 第一百六十六回国会 国土交通委員会 會議録 第七号

平成十九年三月二十三日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 塩谷 立君

理事 後藤 茂之君

理事 西銘恒三郎君

理事 山本 公一君

理事 三日月大造君

理事 赤池 誠章君

理事 遠藤 宣彦君

理事 大塚 高司君

理事 岡部 英明君

理事 梶田 弘志君

理事 坂本 剛二君

理事 清水清一朗君

理事 杉田 元司君

理事 蘭浦健太郎君

理事 田中 良生君

理事 富岡 勉君

理事 長崎幸太郎君

理事 橋本 岳君

理事 原田 憲治君

理事 松本 文明君

理事 宮澤 洋一君

理事 盛山 正仁君

理事 吉田六左門君

理事 泉 健太君

理事 黄川田 徹君

理事 古賀 一成君

理事 後藤 齋君

理事 下条 みつ君

理事 鈴木 克昌君

理事 土肥 隆一君

理事 長安 豊君

理事 松木 謙公君

理事 横山 北斗君

理事 鷲尾英一郎君

理事 赤羽 一嘉君

理事 西 博義君

理事 穀田 恵二君

政府参考人 (国土交通省海事局長) 富士原康一君

国土交通委員会専門員 亀井 鳥幸君

委員の異動 三月二十三日

石田 真敏君

亀岡 偉民君

若宮 健嗣君

小宮山泰子君

鷲尾英一郎君

伊藤 涉君

亀井 静香君

同日

岡部 英明君

富岡 勉君

橋本 岳君

鈴木 克昌君

横山 北斗君

西 博義君

糸川 正晃君

同日

辞任

あかま二郎君

清水清一朗君

同日

辞任

大塚 拓君

後藤 齋君

同日

辞任

田中 良生君

補欠選任

富岡 勉君

岡部 英明君

橋本 岳君

鈴木 克昌君

横山 北斗君

西 博義君

糸川 正晃君

同日

補欠選任

あかま二郎君

石田 真敏君

清水清一朗君

松木 謙公君

鷲尾英一郎君

伊藤 涉君

亀井 静香君

同日

補欠選任

亀岡 偉民君

大塚 拓君

後藤 齋君

同日

補欠選任

若宮 健嗣君

三月二十二日

道路網の整備促進、財源確保等に関する陳情書 (山形市松波四の二五柿崎幹雄)(第四三三号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
モーターボート競走法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五二号)

○塩谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省海事局長富士原康一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伴野豊君。

○伴野委員 おはようございます。

きょうは、モーターボート競走法の一部を改正する法律案の質疑ということで三十分ほどいただいておりますので、よろしくお願いたします。

まず冒頭、大臣にお礼を申し上げなければいけないと思っております。私はかねがね、自分の政治信条として、いいことはいい、悪いことは悪いと言える政治家でありたいと思っております。

本日、まず大臣にお礼を申し上げたいと思います

のは、先般、私の大臣所信に対する質問の中で、二月二十一日だったと思いますが、その前の日だったと思いますが、ツアーバスでのあの事故がございました。そういった関連の質問をさせていただく中で、マンパワー的な対処、いろいろあろうかと思えますけれども、やはり大臣が、新宿初めそういった今懸案となっている現地を見ていただくことが非常に重要なんですと。

大臣が行かれば必ず人は動く。そして、それなりに思っているしやる業界はきちっと対応しようと思っております。また、ぴりつとしなければぴりつとしなかつたところをきつちり対処していただければいいわけでございます。

新聞報道にもございましたが、十三日の深夜に、大臣、大変お忙しい中、新宿の方へ御視察に行っていたとき、大きくマスコミもとらえております。私は、この効果というのは、非常にいい効果をもたらすのではないかと。昨今、残念ながら、政治家の言葉云々と政治家に対する信頼が云々とかかれています中で、大臣が委員会できちつと言われたことを速やかに実行される、この姿勢というのは私は高く評価をさせていただきますと思っております。これはもう党派を超えて御礼を申し上げます。

そうした中で、大臣、いかがだったですか。ペーパーは多少いただいているんですけども。百二十名も動員されたということで、やはりさすが大臣が行かれると違うなと思いつつも、いつもこの百二十名の方が動いていただくと事故は起こらぬだろうなということも思いつつ、ただ、会社もそうなんですけれども、独裁者じゃ困るんですけれども、トップが現場へ入ると、やはり社員というのはぴりつとするんですね。組織というのはそうだと思います。ならなかつたら改善してもらえばいいわけです。

大臣、十三日夜、大変お忙しい中、行かれたという事でございますが、まだ詳細な調査結果、今後出されるんだと思いますが、現時点での視察をされた御感想と今後の取り組みについてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○冬柴国務大臣 ありがとうございます。

前回、伴野議員の御提案もありまして、それはそうだとおっしゃるにも、三月十三日の夜、十一時から十一時半ごろでございましたけれども、私自身は新宿駅西口へ参りました。そのときには、全国十三都市で、東京、大阪、名古屋、仙台、新潟、広島、高松、福岡、同じ時間に一斉に、先ほど言われましたように、総勢百二十名を動員いたしまして、一斉街頭調査を実施いたしましたところでございます。

私も新宿駅西口における調査の状況を視察いたしました。関係者の方とも会話を交わしたわけですが、多くの方がツアープラスを利用されているという実態。若い方々は、そこで金銭のやり取りはなしに、インターネットで申し込まれたようでございますが、名簿と名前とを照らし合わせて乗車券を受け取られてそのバスに乗り込まれて、驚くべきことに、街頭でやっていらつしやるんですけれども、バスが着いてから発車するまで十分余りではたばたと乗り込んで、これは手際がいいなという感じを受けました。健全に行われているのかなというふうにも見受けられました。しかし、これぐらいたくさんの方々が利用していただける交通機関でありますので、安全性の確保を早急に図る必要がある、そういうことをその際も実感した次第でございます。

今回の調査で、百十七事業者、百七十二両のツアープラス運行を検査させていただいたわけでございますが、それを踏まえまして、四月を重点監査月間というふうに定めることにいたしました。貸し切りバス事業者のうち、ツアープラスを実施している者、規制緩和以降の新規参入事業者で監査未実施の者を対象に、特に過労運転の防止等、運行

管理の実施状況について、各地方運輸局において集中的にこの期間、監査を実施するというようにいたしました。

今後とも、安全性を確保して乗客の利便というものを図るために頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございます。

○伴野委員 素早い対応につきましては、本当に感謝申し上げます。

いずれにしても、規制緩和という大きな世の中の流れの中で、我が国の仕組みというのは事前型から事後型になっていると言われております。それを担保するためには、やはりチェック機能の充実といえますが、いわゆる退場していただかなければいけない人には退場していただかなければいけないということをきっちりやるのが、規制緩和を推し進める上で非常に重要なことであるかと思っております。

ツアープラスに限らず、今、タクシー業界の問題、いろいろあるかと思っておりますが、ぜひ、事後チェック機能を充実していただくことをあわせて持つて、やはり大臣が動けば現場は必ず変わると思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

では、本題に入らせていただきますかと思っております。

今回、モーターボート競走法の改正ということで行われるわけでございますが、そもそも公営ギャンブルとはどうあるべきかという議論をする、延々といろいろな価値観が入りまじるわけでございますが、今回の対象となっているモーターボート競走事業、大臣は、公営ギャンブルはどうあるべきだ、どんなお考えをお持ちか、とりわけ、モーターボート競走事業というのはこうあってほしいなという願望も含めてお聞かせいただければと思っております。

○冬柴国務大臣 モーターボート競走は、昭和二十七年以来五十余年にわたって実施されてまいりました。今日では健全な大衆娯楽として社会に定着しているというふうに見えております。

一方、その売り上げの活用によりまして、昭和二十七年以降、公益事業の振興に延べ約一兆七千億円を助成いたしておりますとともに、自治体の財政には三兆七千億円を繰り出してきています。公益の増進にも大きく寄与していると考えられます。

公営競技全般の売り上げが減少、激減と言ってもいい中で、厳しい状況ではありますけれども、今後ともこのような役割が果たせるよう関係者の最善の努力が必要である、このように考えております。

○伴野委員 私も地元で常滑競艇というのがございまして、忘れませんが、二〇〇五年の十一月二十五日だったと思いますが、私も生まれて初めて競艇場というところに足を入れました。どちらかというところかたい家庭に育ったものですから、なるべくそういうことはというのではありませんが、私も初めて行きました。皮肉なもので、ギャンブルから遠ざかっていた人間が一番人生ギャンブルみたいなことをやっているわけでございまして、皮肉かなと思っております。ありがとうございます。

二〇〇五年の十一月二十五日、行きました。ピギナスラックというところで、千円ほど買わせていただいで二千円、ピギナスラックというのはいいことあるものですね。考えずにやるといろいろいいことはあるものがございます。そのときに思いましたのは、やはり私も正直言って余りいいイメージはありませんでした。しかしながら、払い戻しなんか非常にIT化、機械化が進んでいまして、思っていたイメージを随分覆される。しかしながら、やはりこれからの公営ギャンブルというのは、そういう悪いイメージを払拭して、愛される健全なギャンブルであっていただきたい。ですから、やり方によっては教育の実践の現場にもなり得る。つまり、かけ過ぎてもいけないし、ある程度、こういうのを計画的なギャンブルというのかどうか分かりませんが、少し余裕がある程度自分のモラルを持ちながら、少し余裕

のあるものをちよつと楽しみながらギャンブルして、たまたま自分の懐が少し豊かになれば、今までお世話になった人にはちよつとというようにすることが出来る健全なギャンブルであるならばいいのかなと。

そのキーワードというのは、やはりカプセルで行けるのか、家族で行けるのか、それから地域貢献がきちつとできているとか、できた文化的なものであつていただきたい。地域に愛される施設でなければならぬ。太ざられてしまうんじゃないかなというところは、非常に感じました。

ですから、政策的にも、やはり文化・教育政策や観光政策、あるいは場合によっては雇用政策とも非常にリンクさせてやっていくべきものではないか、そんなふうなふうに思っております。本改正案も、そういうところをかんがみつつやっていただければ、非常にいい改正になっていくのではないかなと期待もしております。

改めて大臣にお伺ひいたします。本改正案のポイントを端的にお教えいただけますか。

○冬柴国務大臣 モーターボート競走を取り巻く社会環境の変化に的確に対応して、今回の法改正では、大きく以下二つの視点から改革に向けて取り組むことといたしております。

一つは、施行者の経営基盤の強化でございます。売上金額が大幅に減少しているわけでございますが、開催経費の削減が追いついていないということから、特に売上金額の小さい施行者を中心に収益が悪化しております。地方財政の改善に資するためにも、売上規模にかかわらず収益が上げられるよう経営基盤を強化する必要があります。今回の法改正における交付金制度の見直しやあるいは競走実施事務の私人委託制度の導入は、こうした目的から行われるものでございます。それからもう一つは、モーターボート競走の活性化でございます。

平成三年度以降の急激な売り上げの減少は、パブル経済の崩壊だけではなく、モーターボート競

走が適切に対応できていないというようなことも要因と考えられました。

今回の法改正では、重勝式投票法ということ、今までのような確率でやりますと、大きく張るといふか、そういう傾向があったんですが、今回の重勝式というのは確率が低くなる。百分の一、百二十分の一ということになりますと、小さなお金をかけて楽しみ、そして、それがもし成果をおさめたときには大きな賞金が当たるといふ楽しみがあります。そういうようなことを導入することで、現時点における国民のライフスタイルや嗜好の変化に対応して、モーターボート競走の魅力の向上につながるような制度改正を行うこととしております。

今後は、こうした制度の活用によりまして、新たなファン、先ほどおっしゃいましたように、御夫婦とかそういう人と一緒に行けるようなところ、そういうことが期待されるほか、民間の委託制度を活用した広報とかマーケティング等の強化によって、民間ノウハウを活用した売り上げ向上施策の展開が期待されると思っております。

以上のような観点で今回の改正を行うとするものでございます。

○伴野委員 そうした中で、今後の課題も含めまして、きょうはいろいろな論点で議論されていくんだと思いますが、とりわけ五つの論点があるのではないかなと思います。

一つは、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和についてということで、今大臣もおっしゃいましたが、規制緩和とあわせて持つて事後チェック体制もきちっと確立しなければ、これは、何らかの形で後ろ指を指されるようなことが発生した場合に、きちっと対応できる公平公正な監視の目というの必要になってくるんだらうと思っております。

それから二つ目、場外発売場の設置についての許可制の導入というのがあります。きょうも私、朝一番で、六時過ぎに自分の部屋に入ったん

ですけれども、もうフアクスとメールがいろいろな市町村から御心配のお話も含めて入って、頑張れというお話と、地元でこういう案件がかかっているという御心配の向きもある。

それから三番目、日本船舶振興会への交付金制度の見直しについて、一層透明度が図られていくのかどうか、あるいは交付していくところの団体の事業のあり方が本当にいいのかどうか。

四番目、日本船舶振興会の指定法人化及び補助金業務の適正実施についていかがであるか。

さらには、競走会と連合会の一元化及び指定法人化についてどうであるかというように、ざくっと大きく五つの論点が考えられるのではないかと思います。

その中で、私の中で問題意識の高い順にお聞かせいただきたいと思います。

まず、今申し上げたように、日本船舶振興会も指定法人化されます。それから、競走会と連合会が一元化されて指定法人化されます。指定法人化されることによってチェック機能は高めていただきたい、透明度も高めていただきたいと思うわけですが、人事面、あるいはさらには予算面はどうか、そういう視点でお聞かせいただければと思います。

○冬柴国務大臣 日本船舶振興会につきましては、今回の法改正で指定法人とされますが、これにより、法人の指定基準の明確化や、それから、今までなかったんですが、指定の取り消しというところも規定を整備したところでございます。それから、法律上は、複数じゃなしに一つに限って法人を設立するというところで、現行の制度に比べて国がよりしっかりと監督できるように配慮したつもりでございます。

また、施行者の収益改善の効果が一時的なものにならないように、今回の法改正におきましては、交付金制度の見直しだけではなく、業務の私人委託制度の導入など、施行者の経営基盤の強化につながるような内容でございます。

ただ、私人委託業務というのは、何もかもやれ

るわけではございません。非常に限局された、例えば舟券の発売、それから配当の払い戻し、警備、広報、施設管理というような面だけでございまして、施行者固有の事務であります競走開催日時、競走の種類、使用する場外舟券売り場などの決定等、これはあくまで施行者しかできません。その部分を私人に委託することはできません。

それからまた、競走会限定の委託事務としましては、選手やボート等の出走前の検査、それから審判、選手の管理等は私人委託はできないわけでございます。そういう意味で、この私人委託事務というのは、そういう限局された部分について事務を合理化し、そして軽量化するという意味で行っているわけでございます。

それから、先ほど申しましたけれども、重勝式の投票法の導入によってモーターボート競走の魅力向上につながる内容を盛り込んでいくところでございます。これらを活用しながら、関係者が連携してモーターボート競走の活性化を図っていくことを期待しております。

また、場外発売場の設置につきましては、今後とも十分な地元調整が図られるように指導もし、努力をしていかなければならない、このように思っております。

○伴野委員 今回の改正で、施行者の立場から考えますと、先ほど経営基盤の強化というお話も出ましたが、やはりこの交付金の率の見直し、これは一番大きいお話で、施行者からすればありがたいお話になっていくんだと思います。やはりそれも含めて、持続可能な財政の健全化というのは、施行者初め地域においても、またそれを支援する側においても、非常に重要な案件なんだらうと思っております。

それから、あと、地域的に言えば、今も話題に出ましたが、場外舟券売り場、ボートピアとか、それから、今、私は初めてこの言葉も知ったぐらいなんですけれども、オラレという小規模場外発売場、これが今回いわゆる認可制になるわけですね。しかしながら、政令という形で出ているんだ

と思えますけれども、一つの基準として、地元調整については、当該場外発売場の所在する市町村の自治会の同意、市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないことをもって地元との調整がとれていることとするということだと思っております。

この基準というのでも多分、基準的には余り変わらないのかなと思うんですが、やはり地域あつての、先ほど申し上げたように、地域に受け入れやすい形のものでなければ、逆に言えば、経営基盤の強化というその御旗のもとに、地域に嫌われるような場外券売り場であつては非常に困るわけですね。

このあたりのところ、やはり大臣の認可というところが強くなっていくわけでございますので、大臣は、今の時点でどうあつてほしいと思っております。

○冬柴国務大臣 これは、基準は省令で定めまして、特に地元、おっしゃったとおりでございます。地元の御同意と申しますか御了解と申しますか、そういうようなものを広く求めていかなければならないと思っております。こういう問題については、非常に地域活性化する面と、教育上どうかというような意見が当然そこにあるわけでございます。当然、非常に慎重にされなければならぬと思っております。

ただ、我々としては、そういうものを通じて、全体的には公益に資する事業という面がありまして、冒頭お話し申し上げましたように、それが社会福祉にも貢献し、あるいは地方財政にも大きく貢献してきた歴史もあり、また現実もあります。そういうことで、地域の公共団体とか住民の御理解、御了解を得られるようにしなきゃならないというふうに思っております。

○伴野委員 いずれにしても、結果論となつてまいりますので、特にこの手の話というのは、新しいことをやるときは最初が肝心でございますので、モデルケース的に、愛されるものをやはり幾つか、一生懸命それこそ愛情を注いでつくつて

ただ、どこからでも、中心市街地が下火になっていただけども、あれが来ていいきっかけになったとか、あれが来てから町内も非常に伝達しやすくなったとか、あるいは防災の拠点にもなってくれたとか、とにかく、一粒で何度おいしくて結構なんで、そういう施設にぜひしていただいて、御懸念されている地域の方の御心配にやはり懇切丁寧におこたえいただければ、そんなふうにお思っております。

少し建設的なお話を承りたいと思います。ちよつと地元のお話で恐縮なんですけれども、私の地元の常滑競艇も決して経営状況が順風満帆というわけにはまいておりません。しかしながら、平成十七年の実績だったですか、大きな人気のあるレースが来ると、その年というのはほんとにやはり収益も上がって、地域の皆さんの関心も非常に高まるというふうなこともありまして、一つはやはり、先ほど申し上げたように、例えば競馬がトワイライトレースをやるようになってカッブルが行くようになり、女性も行くようになって、非常に競馬場の雰囲気もよくなって、文化的な向上も見受けられたと。

やはり、このモーターボート競走も、サッカーのフランチャイズじゃないですが、地域の選手をみんな育てて、みんなでスターをつくるという言い方がいいかどうかわかりませんが、スターを育てる。そして、選手もサイン会なんかもやったりして、今プロ野球ですらファンサービスでこたえようとしているわけですね。

そういうイベント力とあわせ持って、私も、自分が視察したときに、今度は家族を連れていきたいなと思つたんですね。まあ、議員をやっているときに、本当に家族で今の段階で行つていいかというのとは、一方であるにしても、気持ちとしては、家族で楽しんで、そして子供も妻も、例えば共通のカードとか何かでポイント制で、そこで食事もして、あるいはショッピングもして、そのポイントがたまると、これはちよつと法改正が要るのかも知れませんが、舟券も買えるかもしれないな

い。

だから、そこで全部いろいろ楽しんで、舟券が的中すればまた少しポイントがふえて、また今度来るときは、映画も見られるかもしれないし、ショッピングもできるかもしれない。うちの現場ですとやはり、常滑焼という伝統的な産業があるものですから、では、常滑焼の陶器を今度買ってみようかとかそういう気持ちもなるわけで、そういう何かイベント力とあわせ持って、言ってみればアミューズメント力を高める企画力というんですか、それを高められるような事業になってほしいなと。

また地元ネタで恐縮なんですけど、我が常滑においてはセントレアという空港があるわけなんです。お国柄ということで、例えば、韓国の方というのは、これは私の勝手な考えかもしれませんが、比較的、競馬なんか日本人よりも熱心なところがあります。ですから、常滑のこういう競艇のお話や全国の競艇のお話なんか、韓国にもつてPRして、空港を使って実際に来ていただいで、一日二日楽しんでもらって、いいときは少し当たつていただいで、残念なときもそこそこ帰つていただくといいようなことは、観光政策とあわせ持つてやるようなこともできるんじゃないかな、そんなことをいろいろ考えているんですけど、大臣は、今私が申し上げたようなことに関して、どんなお考えをお持ちですか。

○冬柴国務大臣 前半のお話で、家族で来られてそこで食事や買い物もできる、もし幸運にそれが当たれば、またそれがそこで使えるんじゃないかという部分については、今までの事業者、地方公共団体がやっていますと、どうもそういう面が柔軟に、それをどうPRするかという面が柔軟に、そういう柔軟な発想というのに欠けていたように思っています。そういう意味で、専門的な知見を持つている私人にそういう面を委託して、今おっしゃったような、夢のある企画をしていただくといいようなことを期待して、今回このよう

改正を行っている面が一つございます。それから、外国人にもやっていただく。日本ではルーレットとかそういうものももちろん許されていますので、外国に行つてそういうものを楽しむ日本人もいますし、反対に、外国人が日本でそのようなものを期待して来られる。これは一つの観光資源としても重要でございます。私は観光立国担当大臣でございますので、そういう意味で、これをも一つの観光資源としてやるということになれば、観光ルネサンスという制度もありまして、資金的な援助もできるんじゃないかなと私は思います。

例えば、福岡の競艇場におきましては、そういう外国人のお客さんを招くために、英語、中国語それから韓国語でいろいろなもの、もちろん案内表示等がきちつと行われておりまして、それだけではないに、パンフレットとかホームページにもそういうものをそういう言葉で、どうぞいらつしやいというふうなことが表示されておりました、相当な効果を上げていられるというふうには聞いております。

したが、いま、セントレア空港にもそういう御配慮があれば外国の方が常滑競艇場で楽しめるというところにもなるんじゃないか。そういうことも、私人のそういうことに非常に精通した方が広報をされれば非常に効果があるんじゃないか。非常にいい発想だと思いますので、各地でそういうふうな、私の地元もありますので、そういうようなことを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○伴野委員 いずれにしましても、モーターボート競走事業の施行者の現状、まだ、うまくいっているところとそうじゃないところ、多少凹凸があります。これに関しても、ぜひ大臣も、お時間がないかと思いますが、またお時間つくつていただいで、いいところと残念なところ、両方見ただいで、ぜひ御指摘していただいで、頑張つていらっしゃるにもつと頑張れと言つていただければいいし、だめなところはこうした方がいいんじゃないかなと。私も現場主義を買いたいと思つておりますので、この件に関しまして、どんだん大臣に現場に出ていただければ、そんなふうにお思っております。

本日ありがとうございます。○塩谷委員長 次に、鈴木克昌君。もう既に御案内の方もおみえかと思いますが、実は私は平成六年から六年間、蒲郡競艇場の競艇執行委員長を蒲郡市長として務めさせていただきました。そういう意味で、少しお時間をいただいで質問をさせていただきたいというふうには思っています。

競艇の売り上げ、たしか平成三年がピークだったと思つていますが、二兆二千億でありました。現在はもう一兆円を切つておるといふような大変厳しい状況にある、このことは私も承知いたしました。私が市長になったときが一兆八千億ぐらい、そして退任するときは一兆四千億ぐらい、ほとんど下げどまりではないのかなというふうには思つたんですが、結局、その後どんだん下がつていつて現状があるというふうなことでございます。

そこで、いずれにいたしましても、今回の十九条交付金の見直し、これは実は、ある意味では、施行者の共通の悲願という大変大げさですけども、私も市長時代によくそのことをお願いに上がりました。そしてまた、平成八年ぐらいからこれがかなり本格的な運動というかお願いになつてきたというふうには私は承知をいたしております。そこで、大臣にお伺いをしていきたいんですが、先ほど伴野委員から、いわゆる交付金を見直す理由というのをおおよそ今大臣に御答弁いただいたんですが、具体的にどのようない見直しの内容なのかというところをお示しいただきたいと思つた。

○富士原政府参考人 今回行います交付金率の見直しでございますが、基本的には、これまで、当

初制定時から今までのかなりの時間的な経過がございました。その間物価も非常に大きく変わったというふうな状況を受けて、まず、この間の物価変動を考慮した別表全体の見直しを行いました。さらに、現在の各施行者を取り巻く状況、特に売り上げの比較の少ないところも非常に厳しい経営状況になっておられることも配慮いたしまして、売り上げの低い施行者に対してさらに特段の配慮をするということで、今回の交付金率の見直しを行ったところでございます。

○鈴木(克)委員 具体的には、この十九条交付金、三・三％を二・六二％に変更するというふうな何っておられるわけですが、そうしますと、実際にこの金額はどれぐらいの金額になるのか、まずそれをお聞きいたします。

○富士原政府参考人 現在三・三％から約二・六％に下がるということでございます。現在、直近の平成十七年度の実績でまいりますと、売り上げ全体は九千七百億円でございますので、三・三から二・六になるということは、約〇・七％下がる、交付金が落ちるといってございまして。六十数億というオーダーになろうかというふうに思っております。

○鈴木(克)委員 六十三億とも六十一億とも私は聞いておられるわけですが、そうすると、見直す理由、先ほど大臣は、要するに施行者が非常に厳しい経営環境にあるというお話でありました。私も調べまして、四十三施行者の中で、これはその年によっていろいろありますけれども、直近の情勢では、十五施行者ぐらいが赤字になっておられるというふうなデータも実はあるわけでありまして。そうすると、結論から申し上げて、各施行者はその六十数億というものを、いわゆる繰り入れというのか、そういうふうな理解をしてよろしいんではないか。そのところをちょっと御答弁いただければ。

○富士原政府参考人 ただいま先生から御指摘ございましたように、平成十六年度の実績でまいりますと、四十三施行者中十五施行者が赤字でございます。

います。その後、各施行者が相当の努力をいたしまして、平成十七年度には、施行者は四十一に減っておりますけれども、赤字施行者は六施行者に減っているというのが現在の状況でございます。

それで、今回、交付金率の引き下げによりまして資金的に施行者側に若干の余裕ができるということでございますが、それをどう生かしていくかという議論がございまして。これについては、昨年、海軍局長の私的懇談会で、各界の識者それからモーターボート競走の関係者に集まっていたらいて、今後の競艇事業、モーターボート競走の活性化をいかにするべきかという議論をし、報告書をまとめております。

その中で、やはり一定の資金的余裕をそのまま使い切ってしまうのではなくて、むしろ前向きに、いかにこれから競艇事業を活性化していくのかというところにその資金をできるだけ使っていくべきなのではないかというふうな方向性がそこ示されております。具体的にそれをこれからどういう形でそういう活性化、前向きな投資につなげていくのかということについては、今まさに関係者の中で議論が行われているところでございまして。

したがって、そういう前向きな施策も含めて、今回交付金率引き下げによって生じてまいりますお金を有効に将来に向けて使っていくということも施行者は考えておられるというふうにご覧しております。

○鈴木(克)委員 私も執行委員長時代に、ファン拡大委員会の委員の皆さんともいろいろ会合を持ったり、その状況は大体承知をいたしておるわけですが、いわゆる「KYOTEI」ネットワーク「プラン」、今お話がありましたように、「モーターボート競走事業の未来を拓く」というタイトルのレポートが出ておられるわけでありまして。

その中で、今後、その資金の使い道については、「モーターボート競走法改正案の作成時まで

に結論を得る」、こういうふうに記載をされておるやに何っておりますが、今の時点で、もちろん改正案が通ったわけじゃないわけですが、まさに通ろうというふうな状況にあるやに見えておるわけですが、どのような結論が出されておるか、もう少し詳しくお示しをいただきたいと思っております。

○富士原政府参考人 報告策定時には、できるだけ法律の制定時までに議論を整理しようということとで、そういうことになっておるわけでございますが、実際にやってみますと、やはり関係者それぞれいろいろな、経営状況もさまざまございまして、最終的にこういう形でいこうということには残念ながらまだなっておりません。

今まさに、方向性については皆同意をされている、そして、具体的にそれをどういう形で資金負担、あるいは使い方も含めてやっていくかということについては、まだ現在調整中という状況でございます。

○鈴木(克)委員 この際、大臣にぜひお願いを申し上げておきたいんですが、先ほど来から申し上げておられるような状況で、本間にそういう意味では、施行者としてはこの引き下げというのは非常にありがたい。それだけに、この六十数億に対する熱い思いというのは大きなものがあるわけですね。したがって、ぜひ施行者も含めた中でこの使い道というのを十分議論していただきたいし、大変言い方は悪いんですが、またぞろ天下り用に使われるようなことのないように、それだけは私、大臣にぜひ御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

次の質問をさせていただきます。次は、先ほど伴野委員からもお話がありましたオラレでございます。

実はこれも、長くなってあれですが、宮城県の仙台の近くに川崎町というのがあるんですが、何ポイントピア川崎を設置したとき、私は市長で、何回となく足を運び、議会との調整、地元との調整、そういったもので本当に、ある意味では苦勞

をしてきた経験を持っておられるわけですね。今回、そのオラレということが出てきたわけでありまして。

これは、先ほどから言っているように、競艇事業活性化のために非常にいいことだというふうには私は思いますが、問題は、先ほど伴野委員からも質問があったように、地元との調整とか議会の同意とか、その辺がどんなふうになっていくのか、そしてまた、オラレについて、現在のところ、どれだけの間に何カ所ぐらいお考えになっておられるか。地元対策の問題とその箇所数とお示しいただきたいと思っております。

○富士原政府参考人 まず、地域対策でございます。これについては、オラレも基本的には場外舟券売り場でございますので、通常のいわゆるポイントピアとその設置基準について差をつけるつもりはございません。したがって、基本的に、オラレも従来のポイントピアと同じように地元の調整等を行わなければならないというふうにご覧しております。

それから、今、オラレ、現存するところは一カ所でございます。これは佐賀県にあるわけでございます。それで、これからどういふふうにするか、ふやしていくのかということについては、私も、具体的に構想を聞いておりませんし、承知はしていません。したがって、設置に際しましては、やはりさまざまな地元調整等が必要でございますので、その辺を努力しながら、一方で、オラレは実施主体が、地元の地方自治体がそこに関与するという仕組みでございます。そういう意味では、地元の調整等、地元の自治体が汗をかいてやっていくという意味で、従来のポイントピアに比べれば規模も小さいというふうにご覧しておりますが、普及の可能性はあるというふうにご覧しておりますけれども、今のところ、具体的にどのぐらいの数字を私どもが持っているわけではございません。

○鈴木(克)委員 逆に、私の方から箇所数をお教

えいたしますが、約十年間で三百カ所を予定しておる、こういうことでございますので、逆に御説明をさせていただきます。

十分承知をされておつても、なかなか御担当の立場では言えない。もちろん、今後調整がありま

すから、非常に難しい。私も、ポトピア川崎の設置で、最終的には地元の同意もいただけたし、地域の協力も仰げたわけでありますが、そこに至るまでは、本当に大変な関係者の苦勞があつたといふことを申し上げておきたいといふふうに思います。

そこで、最後に、資金のスキーム、これをちよつとお伺いしておきたいと思つておられます。今、地元自治体も入つてというお話でありましたけれども、当然、設置をすれば経費がかかるわけでありまして、その辺の資金のスキームといふのはどのようにお考えになつておられるのか、お示しください。

○富士原政府参考人 オラレの資金のスキームでございますが、競艇情報化センターという財団法人がございまして、ここが一億円を上限としてオラレ設置に必要な資金を負担するというところでございます。

そして、基本的には地元自治体がこのオラレをつくるわけでございますが、そこに対して、この財団法人から資金の供与がなされる。その後三年間これが無償で当該自治体に、オラレを運用していただいて、三年後に事業を継続する場合には、そのまま無償でお渡しして引き続きオラレの運営をやつていただく、そういうスキームであるといふふうに承知をしております。

○鈴木克委員 これも大臣に申し上げておきたいんですが、学識経験者とは言いませぬけれども、自分は学識ではないんですが、もし経験者としてアドバイスさせていただくような機会があれば、私は喜んで御協力をさせていただきますので、冒頭から申し上げたように、このことについては、まさに自分自身、いろいろと現場で苦勞をしてきたという経験がございまして、そのこ

とを申し上げておきます。大臣から声がかかるのを楽しみに待つておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど大臣の御答弁にありました、私人にも委託できるということですね。このところが、やはりある意味では非常に大きな関心事になつておるわけですね。私人に委託できるということは一体全体どういふことなのか。そしてまた、委託先の決定について、ある意味では公正性といふものが本当に担保できるかどうかといふことでございまして、この施行者が競走会のみならず私人に委託できるとした理由をお示しいただきたいと思つておられます。

○冬柴国務大臣 数十年の経営を通じまして、先ほど申し上げましたけれども、いろいろもつと考えるべきことがあるんじゃないのか、そういう点にもつと柔軟に、今いろいろな面でPRといふ点には非常に威力があるわけですね。そういう意味で、私人の知恵をおかりする、これは非常に必要だろ。そして、それは、一つは事業者の事務経費の軽減にも役立ちますし、アウトソーシングといふ中、こういうものを真正面から認めて、そして経営改善、そしてまた、こういうものについて魅力のある競艇といふものが行われるようにするために、この制度を導入しようとしたわけでありま

す。しかしながら、何もかもそれをお任せできるわけではございません。したがって、できる範囲は、いわゆる競走実施事務以外の部分でありまして、例えば、舟券を売る、配当を払い戻す、あるいは警備をする、広報を行う、施設の管理を行う、こういうふうに限局された部分について私人にゆだねてもいいのではないかと、また、ゆだねた方が特に広報関係なんかはいいのではないかと、いふ考えで行つておるわけでございます。

これについても、公正性、透明性といふことが大事であるといふことはもう委員の御指摘とおおりでございます。モーターボート競走法施行規則におきまして、競走実施事務の私人委託に關しましては、事務委託に關する規定を作成する、そしてそれを公表するといふことを義務づけております。

もしそこでふぐあいがあれば、我々としては、また指導あるいは是正ができるような手が、その事業者に対して行つていくことができるように手を打つてあります。したがって、公正性、透明性を担保するための措置は講じたつもりでございます。

○鈴木(克)委員 ありがとうございます。ただ、私は、老婆心ながら心配をいたしておるところは、現在、各競艇場には従務員という方々がおみえになりますね。いわゆる合理化の余り、その方々の権限が縮小されてしまつたり、例えば解雇されてしまつたりといふようなことになつてくると、本当にこの伝統ある競艇事業を守つてきたのは、施行者としてもちろん競艇団体と従務員、まさに三位一体で今日があるわけでありまして、そのところは、私人に任せられるんだからといふことで、やみくもに、俗に言うアウトソーシング、民間委託といふような形が進められていくといふのは、私はやはり、きちつと注視していつていただきたいと思います。

それから、あわせて、その私人への委託の中にオラレも入つておるのかどうか、これについてちよつとお伺いしたいと思います。

○富士原政府参考人 いわゆる場外舟券売り場は、舟券を売り、また払い戻すという業務が中心でございます。したがって、これは当然のことながら、今大臣から御説明があつたように、私人に対して委託できる業務といふことでありますので、ポトピアあるいはオラレも当然私人への委託の対象になり得るといふことであります。

○鈴木(克)委員 もちろん、そういう職場がで

きるというのは、雇用の創出にもなりますし、それから町の活性化にもなりますし、一概にいけな

ているように、公正性とか、従来のいわゆる関係者がいたずらに被害をこうむるといいますか、ちよつと言ひ方は誤解があるかもしれませんが、でも、そういうことのないように、やはり思いやりある行政を進めていつていただきたいと思います、このように私は思います。

時間も参つておりますので、最後に、入場料の無料化についてお伺いしたいと思います。これも私ごとで大変恐縮ですが、蒲郡の場合、例えば、一番入場料が多かつたのが、たしか一億二千万円ぐらいありました。ざくつとした話でありまして、現在では四千万円ぐらいになつております。そして、経費も結構かかるわけですね、二千五、六百万ぐらい経費がかかることと、この際、ファンサービスといふこともあつて、無料化に進んでいきたいといふような考え方が実はあるわけでありまして。

ただ、これは、何つておきますと、最終的には何か大臣のところまでいわたる調整があるやに聞いておるわけでありまして、その辺のところ、地元からもしそういうような要望があれば、この無料化について前向きに取り組んでいただけるのかどうか、もちろん、だからこういう法案が出たといふふうにお聞かせをいただきます。

○富士原政府参考人 この入場料の問題については、鈴木先生、これはよく御承知だと思つて、入場料を取ることによつてそういう治安の維持も含めた秩序維持効果を考えた、ねらつていたという側面も過去あつたわけでございます。したがって、今回の改正をもちまして、いきなり入場料を徴収しないといふような方向に大きく踏み出すといふことでは必ずしもないといふふうに考えております。

競馬で既に先行しているところがあるわけでございますが、競馬においても、やはりファン感謝デーでありますとかそういうイベントのときに無料化をして、広く一般の、ふだんなじみのない市

民の方にも来ていただくということで、この入場料の徴収制度の見直しを行ったと承知しております。

私どもも基本的にはそういう形でまず始まっていくんだらうというふうな考えておりますが、実際にその申請があったときには、いわゆるのみ行為でありましてか騒擾の発生の可能性でありましてか、あるいは、競走場内の警備体制がきちんとできているのかどうかということも含めて見させていただいて、最終的な判断をさせていただきますというふうな考えております。

○鈴木(元)委員 今ので質問を最後にさせていただきますかと思つたんですが、大変御協力いただきましてありがとうございます。最後に、ちょっと国交省には耳の痛い話をさせていただいて、これが終わりになると思つておりましたが、いわゆる天下りなんですね。

モーターボート競走事業に關連する天下りの実態ということで、国交省出身者が日本船舶振興会や日本船舶振興会が助成している団体いわゆる天下りをしておるといふに私も何一つおぼろげもありません。それは見ておるわけでありまして、この実態をどのように把握されておるのか、お示しをいただきたいと思つています。

○富士原政府参考人 国土交通省の出身者が、今回の法律上出てまいります日本船舶振興会あるいはモーターボート競走会に対して、いわゆる常勤の職員として天下りをしていくという状況でございます。

日本船舶振興会への再就職者は一名でございます。現在、日本船舶振興会の常勤役員数は八名でございますので、八名のうち一名は役人出身という状況でございます。

○鈴木(元)委員 最後に、御要望だけ大臣にまたお願いを申し上げたいんですが、こういう形で多くのファンに支えられてきた競艇事業、私は、健全にそして愛される競艇であつてもらいたいという心から願つておる一人でございます。しかし、逆に

それが、今、最後に申し上げたように、天下りの温床になるとかいうような形になると、結局、多くのファンを裏切ることになると思つています。その辺を大臣にぜひひとつびしと厳しく監視していただきたい、このことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○塩谷委員長 次に、杉田元司君。  
○杉田委員 自民党の杉田元司君です。重複がある部分も出てまいりましたけれども、私からも、今回の競走法の一部改正につきまして幾つかの質問をさせていただきますと思つています。さて、この競走事業、先ほど大臣の答弁にありましたが、昭和二十七年に初開催されて、以後五十年余が経過し、大衆レジャーの一つとして定着するに至つております。ただ、事業をめぐる環境は近年大きく変化してございまして、平成三年度の売り上げがピークでありまして、以後、長期低落傾向にあります。十七年末に閣議決定された行政改革の重要方針においてもモーターボート競走事業の見直しが求められておるところでありまして、本事業が将来にわたつて安定的に運営され、持続可能な事業としての実現に向けて、幾つかの諸方策について質問を行つてまいりたいと思つています。

本事業は、三十二年以降、先ほど大臣答弁にもありましたが、自治体財政に約三兆七千億円を繰り出してまいりました。地域社会に雇用の場を提供するほか、周辺地域経済の活性化にも大きく寄与してまいりましたことは事実であります。

ところで、この公益事業、地方財政の改善に寄与するモーターボート競走事業に対する期待はこれからも引き続き高まつてまいらると思つています。そのあたりの御所見をまずお伺いしたいと思います。

○富士原政府参考人 先生御指摘のとおりでございます。これまで、モーターボート競走、非常に多額の貢献を公益事業あるいは地方財政に対して行つてまいりました。金額は今申されたとおりで

ございまして。国や地方の財政状況というのは、御承知のとおり非常に厳しいわけでございまして、その中で、特に地方においては、やはりこのモーターボート競走による地方財政への貢献というのは非常に大きな期待を寄せられておるんだというふうな私どもも考えております。

そういう意味で、私どももモーターボート競走を所管する立場として、やはりモーターボート競走がこれまでと同様の貢献をやつていけるように、その枠組みをつくり、また関係者と調整し、ともに努力していかなきゃいかぬというふうな考えております。

○杉田委員 ありがとうございます。  
この事業は、戦後高度成長期や六十年代バブル期、このときの売り上げが最高額で約二兆二千億円。しかしながら、現在、平成十七年度には九千七百億円、平成三年度の四四％にまで落ち込んでおります。七・七％あつた施行者の開催収益率も十六年度には一・三％まで低下して、先ほどのお話のように、十六施行者が一般会計への繰り出しができていない、このうち六施行者が赤字に落ち込んでおる。

そんなような状況の中で、開催経費を費目別に見ますと、人件費、選手費、管理費が経費の大半を占めており、これらの経費の売り上げに占める割合が高い施行者ほど収益率が低くなる傾向にあると聞いております。

しかし、売り上げが小規模であつても、工夫を凝らし、収益を上げておる施行者もおると聞いておりますが、どのように具体の取り組みをしているのか、事例を挙げて御説明をいただきたいと思つています。

○富士原政府参考人 各施行者は厳しい状況の中でさまざまな努力をされているという状況でございます。ただ、固定費の負担の関係で、どうしても売り上げの小さい事業者については、なかなか努力のうちも少なく、また実際、収益状況も厳しいという傾向があるのは、これは間違いございません。

せん。

ただ、その中でも、例えば大村市がございまして、これについては、もともと売り上げが余り大きくない中で、さらに売り上げが低迷するということでもございまして、長く赤字基調に陥つたわけでありまして、経営改善計画をきちつと作成する、そしてそれを確実に実行するというところでコスト削減を図る一方で、番組編成の工夫でありますとか、それからPRにさまざまな工夫を凝らすというようなことを行つた結果、平成十七年度においては黒字に転換したというふうに承知をしております。

したがつて、まだまだ施行者サイドでも工夫次第でさまざまな努力ができるし、また収益の改善もできるという一つのあかしなのかなという気がしております。

○杉田委員 ぜひ財務体質等々の見直し、指導等も図つていただきたいとお願いをさせていただきます。

次に、費目別について何つてまいります。まず人件費であります。平成三年度においては全開催経費の二七・一％を占めてまいりましたが、十六年度に至りましては一六・七％にまで縮減をされておる、これは施行者の努力により一定の合理化がなされたかと評価をしております。

しかし、従業員の平均賃金につきましては、最も高い競走場と最も低い競走場で約二倍の開きがある。また、周辺地域の一般的な賃金との比較におきましては高額である例や、あるいは雇用形態にかかわらず離職金が支払われているというようなことも見受けられますけれども、どのように認識をされておられるのか、お伺いをいたします。

○富士原政府参考人 競走場の従事員の賃金の状況を見ますと、確かに開催経費に占める人件費の割合というのは年々減少してきております。施行者によつて合理化に向けた取り組みについては疎密があるということでもございまして、競走場ごとに比較してみますと、御指摘のとおり、平均

賃金で二倍以上の差があったり、あるいは地域の平均的な賃金水準に比べてかなり高いというケースも見受けられるところがございます。

そのため、モーターボート競走事業活性化検討委員会、これは先ほど御説明申し上げましたが、その報告書でも、そういう比較的平均基本賃金が高い競走場を中心として、やはり人件費の総額を見直すべきではないかというような指摘も行われているところがございます。

これらを踏まえまして、これは基本的に施行者の問題であるわけですが、全国モーターボート競走施行者協議会において、やはり全体としてそういう方向を是正していこうということで対処方針を定めて、それぞれの施行者がそれに向けて努力をしていくという取り組みをしようとしていると承知しております。

私ども、このような施行者の取り組みを当面見守りながら、やはりその状況が改善されていくことを期待しているところでございます。

○杉田委員 二倍という開きは余りにも大き過ぎるのではないかと。そんな意味からも、これは当然施行者でありますけれども、ぜひ指導助言をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、選手費について伺いたいと思っております。

選手賞金や諸手当は全国一律のルールに基づいて定められており、固定的な費用であります。このため、モーターボート競走事業の売り上げの減少に伴って、選手費の開催経費全体に占める割合が、平成三年度の九・九％から、今日に至りましては一三・八％まで上昇しており、売り上げ規模の小さな施行者の収益を圧迫する要因の一つでもあります。

ではないか。そのあたりを伺いたいと思っております。

○富士原政府参考人 モーターボート競走選手の収入でございます。現在、競走選手の平均年収は約千八百万円程度ということになっております。ほかの公営競技の年収の水準を見てみますと、例えば競輪なんかは一千百万円ぐらいということ、かなり大きな乖離ができていますという状況でございます。

また、先ほどの活性化検討委員会でも、ほかの公営競技の選手の年収も考慮しながらやはり選手費についても手をつける必要があるという指摘を受けているところでございます。

ただ、一方で、やはり活性化のためにはスターをつくらなきゃいかぬということがございます。スターの尺度というのは、やはり年収の問題も一つ大きな要素ということで、すべて軒並みカットすればいいということでは必ずしもないというふうに思いますが、その辺は張りつけながら、全体の平均の年収が下がっていくというような取り組みが必要なのではないかというふうに考えております。

この実施でございますが、現在、平成二十年までに所要の見直しをするということで、今段階的に平均年収の引き下げを実施しつつあるという状況でございます。関係者間がこの点についてもしっかり協議をして、適正な水準にソフトランディングさせていくことを期待しているわけでございます。

○杉田委員 二十年度に向けて徐々に改正、それは、先ほど競輪は一千百万円、競艇は一千八百万、この一千八百万の方に向かうんですか、それとも一千百万の方、そういう調整のぐあいというのはいかがでしょうか。

○富士原政府参考人 一千八百万円という水準がやはり全体の選手費の割合を上げ、施行者の経営はその結果としてある意味厳しくなっているということでありまして、やはり千八百万円を引き下げるという方向で、平均年収を引き下げるといいう方向で調整をしていくということでございます。

ます。

○杉田委員 ありがとうございます。

次に、管理費について伺ってまいります。平成三年度では三八％、十六年度に至りますと五三・七％まで増加しております。先ほどもありましたが、外部委託の実施は収支の改善に資するものであると考えておりますし、広く外部委託を可能とすることが、またこれからの時代、適当であろうと思っております。

そこで、今回の法案により、民間活力を利用するため、競走実施事務の一部を除き、民間に委託できるようにするというところでございますが、具体的にはどこまでの業務を委託することが可能なのかお伺いをしたい。

さらに、例えば競艇場の本場におきまして、競技審判等の業務は競走会にしか委託できませんけれども、舟券の作成など、その他の一般管理事務は民間に委託ができるものなのか。

さらに加えて、全国各地にある場外舟券発売場、ポトピアですね、このポトピアの施設のオーナー等を民間、私人に直接委託が可能なのか。

合わせて三点お伺いをいたします。

○富士原政府参考人 まず、今回、私人委託することが可能な範囲でございます。基本的には三つの事務に分けられるというふうに思っております。

一つは、施行者が固有に責任を持ってやらなければいけない部分、これは、競走の開催日時でありますとか競走の種類とか、そういう競走の根幹に係る部分でございます。

それからもう一つは、競走の実施、競技の実施に係るものがございます。これは、いわゆる選手、ポトピア等の出走前検査とか、それから審判、それから選手の管理等を行うものでございます。

それからもう一つが、その他の事務でございます。これは、舟券の発売、それから警備、広報等の事務。大きく分けると、三つに分けられるんではないかと思っております。

まず、御質問ございました競走の実務に係る部分、これはまさに競走の公平性の、コアの部分でございます。これについては、従来同様に、競走会に限って、これは競走会しかできないという整理でございます。

それから、施行者の固有事務と称しておりますけれども、競走の日時とか番組編成でありますとか、そういう基本的な計画は施行者が直接行わなければならないというところでございます。

そして、その他の競走に関する事務については私人に委託をすることができるという整理にいたしております。具体的に申し上げますと、舟券の発売、払い戻し、それから広報宣伝、あるいは競走場の警備というような事務がその対象になるといふふうに考えております。

それから、ポトピアについてはどうかという御質問ございました。基本的にはポトピアも競走場と同様でございます。舟券の発売等の事務あるいは警備に関する事務等を私人に対して委託することができるというところでございます。

○杉田委員 ありがとうございます。

続きまして、日本船舶振興会への交付金の見直しについて伺ってまいります。

もともと、施行者を代表する全国モーターボート施行者協議会は、昭和三十七年から改正されてないモーターボート競走法、いわゆる日本船舶振興会への交付金を現在の売上金額に見合った区分に見直すべきだ、及び交付率を引き下げることを要望してまいりました。

ここに至りまして、現在の交付率三・三％から、先ほどの御答弁にありました二・六二％に至る。額まで提示をされておりましたが、約六十億、六十一億の減額である。このことは、施行者側にとりましては、交付金の負担が軽減されるといふことで大いに期待をするところでありますけれども、六十一億になんとなるとする使途について多くは競艇振興センターに拠出をされるというように聞いております。施行者にはほとんど残ら

ないということと理解していいのか。そしてまた、その競艇振興センターの概要と事業内容についてお伺いをいたします。

○富士原政府参考人 競艇振興センターについてでございますが、基本的にはこれは、業界活性化のための組織をつくらなければならないという状況の中で、業界の活性化を担う組織として想定されているものでございます。大きく分けて、基本的には二つの柱を持つということと現在検討が進められていると承知しております。

一つは、モーターボート競走を広くPRするための全国的な広報活動の拠点とする。それから二つ目は、広域発売を推進していくということでございまして、これは、舟券の発売を競走場以外の、いわゆる場外発売場あるいは電話投票、インターネット等、発売チャンネルを多様化し、拡大していく、その方向でこの振興センターというのは活動していくんだという方向で現在検討されているというふうに承知しております。

そしてまた、その資金的な措置をどうするかという御質問でございます。

当然、今回交付金率を下げることによって、六十億円余り、これはあくまでも十七年度のデータをベースにそれを今の交付金率に引き直すとそれだけのお金が捻出できるという試算でございますけれども、実際それがどうなるかというのはまたもう一つよくわからないところがあるわけですが、いずれにしても、その程度の規模の金額が捻出されるということでございます。

それをどういう形でその活性化の資金に充てていくのか。全部充てるということはないだろうというふうな思っておりますが、それをどういう形で、各施行者が将来のための活性化投資として負担していくのかということについては、現在、まだ調整が行われているところだというふうに承知をしております。

○杉田委員 ぜひ厳しい経営状況下にある施行者に、なるべく手元に還元されますよう、要望も踏まえまして御指導を賜りたいと思っております。

が、いかがお考えでしょうか。

○富士原政府参考人 基本的には、まず施行者同士でどういう結論が出るかということと私どもとしては見守ってまいりたいと思っておりますが、競艇のいわゆる関係業界、今、現に施行している施行者全体で何とかしていこうという努力をしているわけでありまして、当然のことながら、収益状況の悪いあるいは売り上げ規模の小さいところについては、やはりそれなりの適当なものは妥当な配慮というのがあってもいいのかなというふうに私も考えております。

その辺は、まず施行者間でどのような結論が出てくるか、それを聞いた上で、私どもとして何か意見を言うべきところがあれば意見も申し上げさせていただきますというふうに考えております。

○杉田委員 ぜひ御配慮をお願いいたします。さて、次ですが、他の公営競技におきましては、売上額に対する同様の団体への交付金率はおおむね3%。にもかかわらず、今回、このモーターボート競走法においては二・六%としている。その理由というものは何なのか。

また、今回の改正に至った経緯につきましてもあわせてお伺いをいたします。

○富士原政府参考人 今回の交付金率の見直しについては二つございまして、一つは、やはりモーターボート競走全体の売り上げが減少する中で、厳しさを増している施行者の経営をどうやって立て直していくのかという中で、やはり交付金率に手をつけざるを得ないというのが一点でありますし、それから、平成十七年末のいわゆる行革関連の閣議決定でございますが、そこで交付金率の見直しもやるべきだというような御指摘も受けているということもございまして、今回、交付金率の見直しを行ったというのが現状でございます。

それで、なぜ二・六%なのかということでございますが、基本的な考え方は、やはり当初この交付金率が決められたときから現在までのインフレ、価格変動がございまして、そういう状況を踏まえて、まずそれを見直すというのが最初のスター

トでございまして、一方で、やはり現在の非常に厳しい施行者の状況を考えますと、それだけで十分なのかという話もございまして、特に、売り上げの小さな、非常に厳しい収益状況にある施行者に対して十分な対策を打つということからいくと、さらにもう一歩踏み込む必要があるだろうというところで、今回二・六%ということで見直しを行ったということでございます。

○杉田委員 そのことによつて交付金が減少される。船舶振興会への助成事業というものが行われてまいりましたけれども、この助成事業に支障を来すおそれはあるのか、その点をお伺いいたします。

○富士原政府参考人 日本船舶振興会、これまで交付金を使って非常に多様な公益事業を実施してきております。非常に身近なところでも、いわゆる日本船舶振興会の行ったさまざまな助成に接している方は多いのではないかとこのように思っています。

ただ、一方で、日本船舶振興会はあくまでもモーターボート競走から上がる収益の一部を使っていくということでございます。ピーク時には、平成三年度、七百億を超える交付金がございます。したがって、非常に大きな規模の金額を公益事業に対して振り向けていたわけでございますが、現在、一兆円を切るという状況の中で、交付金の金額も十七年度ベースで見ますと三百億ちよつと、約三百二十億ぐらいのところまで縮小してきているというのが現状でございます。ただ、一方で、それはそれで、やはりそういう状況の中で、対象の重点化とか、さまざまな努力をしながら、公益的な効果は上がるように努力をしてきたというのが現状だろうと思っております。

そして、今回の見直しの中で、交付金率が下がりますので、当然のことながら、日本船舶振興会への交付金もかなり下がるといふことになりま

す。ただ、それはそれとして、みんなで努力してモーターボート競走を何とかしていこうという枠組みの中で決まった話でありますから、そこはさ

らにこれまでの努力を研ぎ澄ませて、一層重点化あるいは効率的な事業運営をやっていくという中で、従来同様の公益的な事業をやっていくというふうに、我々としては期待をしているということでございます。

○杉田委員 ぜひこの助成事業、今日まで多くの恩恵をこうむってきた団体、地方自治体もござい

ます。この助成事業に陰りが無いような、そうした運営というものを図っていただきたいと願わせていただく一人であります。さて、最後の質問でありますけれども、本事業、モーターボート競走事業というのは、今日まで、レジャー市場あるいは娯楽市場としてまたギャンブル市場というように、多くの場で皆さんに親しまれてきました。しかし、残念ながら、その人気は低落傾向にあります。現在、日本人のライフスタイルあるいは嗜好としてまた余暇の過ごし方等々、多様化している今日の中で、これからもこのモーターボート競走事業というものが、しっかりと運営していくものをお願いいたします。

四十五年ぶりというこの法改正に当たりまして、今後とも時代の変化を踏まえて持続的に発展するには、さらに適時適切な見直しを行っていくことが必要であろうと考えておりますけれども、最後に御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

○望月副大臣 お答えさせていただきます。杉田先生のおっしゃったように、昭和三十七年

以来四十五年ぶりという、大変長い間安定していたんですけれども、最近の状況から、今般の改正では、競走の実施に係る規定の整備、それから日本船舶振興会の交付金、このことにつきまして、さまざまな関係者の皆様方が並々ならぬ努力をなさっていただいたということを漏れ何つてお

広い公益目的の実現という所期の目的が十分達成できているか等の観点から、先生が御心配いたしておられますようなことがないように、五年以内に検討を行う、こういうことに新しくさせていただきますことに決めさせていただきます。

○杉田委員 どうもありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、高木陽介君。

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。

本日は、モーターボート競走法の一部を改正する法律案ということで審議でございますけれども、実は、私、生まれが東京の大田区の大森でございますまして、平和島競艇の目の前で生まれ育ちました。先ほど民主党の伴野委員が、かたい御家庭に育ったということで、なかなか競艇に触れる機会がなかったというお話でしたけれども、私は、生まれたときから、子供のころから、いわゆる競艇場の対岸の岸壁からずっと競艇を見ておりました。

いろいろと公営ギャンブル、競走がございませうけれども、この競艇というのはスタートで決まるというんですね。競馬だとか競輪だとか、最後の追い込みがありますけれども、競艇の場合は波がありますので、最後の直線での波がありますので抜くことができない。ですから、これはスタートで決まる、こういう競技でございます。

そういったものを見て育ってまいりましたけれども、ただ、モーターボート、この競艇というのがなかなか身近ではない。そんな中で、公営ギャンブルということでこれまでずっと続けられてまいりましたけれども、今回の改正というのは、昭和三十七年の改正以来、四十五年ぶりの実質的な改正ということで、この間、さまざまな社会的な状況というのでも変わってまいりました。

提案理由の説明の中で、冬柴大臣が、「モーターボート競走は、その売り上げを通じ、船舶関係事業の振興を初めとした公益振興を行うとともに、地方財政の改善にも寄与しており、高い社会的意義を有しております。」という説明がござい

ましたけれども、そこで、まず、このモーターボート競走のこれまで果たしてきた役割、この競艇というのがこれまで地方財政の改善や公益振興にどれぐらい寄与してきたかということについて伺いたいと思います。

○富士原政府参考人 モーターボート競走、昭和二十七年に始まってから五十年余りの歴史を積み重ねてきたわけでありまして。その間、その売り上げの一部は、船舶技術の開発、社会福祉事業の支援、国際社会への貢献等幅広い公益事業の振興、あるいは施行しております施行者自治体における地域住民の福祉の増進等に活用されてきたということでございます。

二十七年以降のこれらの事業に対する拠出の累計を見ますと、公益事業の振興に對しまして延べ一兆七千億円、それから自治体の財政に對して三兆七千億円の貢献をしてきているということでございます。

○高木(陽)委員 地方財政等に寄与しているということでございますけれども、その原資たる売り上げが減少している。これは結構大きな問題となっておりまして、この減少に伴って、競走会もそうですし、施行者自治体もなかなか苦しい状況になっている。

今回の改正の要因の一つであると思うんですが、そのモーターボート競走について、経営の状況の変化はどのようなものなのか、または施行者の経営状況はどうなっているのか、さらにはモーターボート競走会の経営状況、これについて具体的に御示しをいただきたいと思っております。

○富士原政府参考人 まず、施行者について御説明させていただきます。平成年三年度二兆二千億円、これがピークでございました。平成十七年度は九千七百億円、約五六%の減少ということでございます。

施行者の開催の収益状況を見てみますと、平成三年度千七百二十一億円の開催収益がございました。収益率は七・七%でございます。それが、平

成十六年度には百二十九億円、収益率一・三%まで落ち込んだというところであります。その後、施行者のさまざまな自助努力がございまして、平成十七年度には開催収益が百九十七億円、収益率が約二・〇%というところまで回復しておりますけれども、依然として赤字施行者が四十一施行者中六施行者あるというのが施行者の現状でございます。

それから、モーターボート競走会について見ますと、平成十七年度、各県に十八の競走会があるわけでございますが、そのうち十競走会が赤字という状況でございます。非常に厳しい状況にあるということでございます。競走会全体としても約二千万円の赤字というのが現状でございます。

○高木(陽)委員 ピーク時の売り上げは現在でもう半分以上減っている。さらには、収益を見ますと、もつと大変な状況になっているということですね。地方財政の改善、公益振興への貢献という目的、そういうことから考えますと、非常に憂慮すべき事態である。

今回、モーターボート競走法の改正なんですけれども、公営ギャンブルというのは、競艇だけではなくて、競馬、競輪、オートレース、いろいろあります。国会では他の公営競技についても関係の法律の改正案も出されていると思うんですが、競馬、競輪、競馬等々、生い立ち、その他の経緯、いろいろ異なるところがあると思うんですけれども、公営競技の中でこのモーターボート競走はどのような位置を占めているか、こういうふうにご認識することは大切だと思うんですね。

そこで、このモーターボート競走の現状とそのほかの公営競技の現状を比較した場合どうなっているのか、これをお伺いしたいと思います。

○富士原政府参考人 まず、十七年度の売り上げベースで各公営競技がどのような状況になっているのかという相対的な比較について御説明をしたいと思います。

まず、一番売り上げが多いのが中央競馬でございます。これは十七年度二兆八千九百億円というところであります。二番目が競艇でございます。先ほど御説明申し上げておりました、九千七百億円の売り上げであります。その次が競輪でございます。競艇よりも約一千億円少ない八千八百億円という状況であります。地方競馬はぐっと減りまして三千七百億円、オートレースについては一千億円、こういう順番になっております。

時系列的な変化というのを見てみますと、一番善戦しているのが中央競馬でございます。これも御想像のとおりでございますが、ピーク時が平成八年でございまして、このときの売り上げが四兆円でございます。その後、やはり減少傾向をたどっております。その後、先ほど御説明申し上げましたように、十七年度二兆八千九百億円、約二兆九千億円ということになっております。それでもピーク時に比べまして約七三%ということでもあります。

中央競馬以外の公営競技、競輪、地方競馬、オートレースとあるわけでありまして、モーターボート競走とほとんど同様の減少の傾向が見られるということでございます。平成三年度が大体ピークでございまして、十七年度における売り上げをピーク時と比較いたしますと、競輪が四五%、競艇が四四%でございまして、大体同じような減り方をしている。地方競馬が三七%、オートレースが三二%でございまして、地方競馬、オートレースは、競輪あるいは競艇に比べてはるかに大きな落ち込みを示しているというのが現在の公営競技の現状でございます。

○高木(陽)委員 今、中央競馬が最もいい状況ですけれども、それでもピーク時から比べると七三%という状況である。これは、公営ギャンブルというのはなかなか身近なものではないというふうに思われている方が多いと思うんですね。ところが、中央競馬を見ますと、かなり努力しているなど、お金があるからかもしれないけれども、CMもやっている、またテレビ中継もやられている。さらに、公営ギャンブルの中で一般の新聞の

スポーツ欄に載るといふのは競馬だけなんです。競艇も競輪もオートレースもスポーツ紙等々には載るんですけども、いわゆる朝日、毎日、読売、日経、こういった一般紙のスポーツ欄で公営ギャンブルが載るのは競馬だけだ。

こういった点からも、やはり歴史の問題等々いろいろあると思うんですけども、それぞれ施行者または競走会等々いろいろと努力もされてきていると思うんですが、やはりこの辺のところは、何ゆえにこれだけ売り上げまたは入場者数の減少、さらには収益が減っているのか。こういった原因というものをしっかりと見きわめた上でないと、幾らいろいろなことを手を打って法改正をしても余り意味がないというふうに思うんですけども、その分析についてお聞かせ願いたいと思います。

○富士原政府参考人 バブルの崩壊後、経済状況、非常に悪い状況が続きまして、特に家計における可処分所得が低下を続けたということでございます。財布のひもがたかなくなつたということ。それから、国民のライフスタイルとか嗜好の変化というのも、ここ二十年、二十年の間に大きく変わってきたんじゃないかというふうに考えております。

そして、こういう環境の変化に、先ほど御指摘のあつたような、ある意味、広報に対する努力の欠如でありますとか、ないそでは振れないというところもあるわけでございますけれども、公営競技全体としてそれに対する対応が必ずしも十分ではなかつたということだろうというふうには思っております。

○高木委員 バブル崩壊後のライフスタイルの変化等々、いろいろと今指摘をされましたけれども、やはり状況というのは刻々と変わつていく。これは何も公営ギャンブルだけじゃなくて、民間の企業の経営というの、そういう時代状況に即応して、例えば国民のニーズに合う、消費者のニーズに合う商品を出していくわけですね。こういうモーターボート競走、競艇ですとか、また

そのほかの公営ギャンブルも、レースをやつて、それぞれの券を買つてもらつて、投票券を買つてもらつて、こういうようなシステムで、なかなか同じような形式の中で絶えず新しい商品を出す、こういうふうにするかはいかないわけですね。だからこそ、そういった中でどういう手が打てるか。

そんな中で、今回、関係者といろいろと検討もしてきたと思うんですけども、検討の上で今回の法改正ということになつたと思うんですけども、今回の法改正、これで一体モーターボート競走をどのように改革していくのか。この点についてわかりやすくお話ししていただきたいと思ひます。

○富士原政府参考人 改革の方向でございますが、何をやるにも、まず施行者自身の経営がきちつとしていなければいけないという現実がございます。このために、今回の改革の中で重要な柱として施行者の経営基盤の強化ということを挙げていくわけでございます。このために、交付金制度の見直しでありますとかあるいは競走実施事務の私人委託等の環境整備を行ひまして、まず施行者がきちつとした経営基盤の上で事業ができるような体制をつくつていくというのが第一点でございます。

それからもう一つは、やはり競艇の魅力はどうやって上げていくのかということに尽きるといふふうに考えております。今回の法改正では、重勝式の投票法の導入など、モーターボート競走の魅力向上につながる制度改正も行うこととしております。今後は、こうした制度の活用によりまして新たなファン層の拡大、あるいは民間委託制度を活用した広報、マーケティングの導入等、売り上げ向上に向けて各般の努力を関係者がやつていく必要があるだろうというふうには思っております。

○高木委員 ただいま答弁にありましたように、施行者の経営基盤の強化、また売り上げの向上、こういうのを柱にして改革を進めなければいけない。その上で、今回の法改正では、交付金制度の見直し、または競走実施事務のいわゆる私人

に対する委託制度の導入、または重勝式の導入、こういった改正点があるんですけども、実は、これはモーターボート競走が初めて行つたわけじゃないんですね。今例として挙げたような三点について言えば、地方競馬においてはもうやつていんです。競輪、オートレースにおいては、交付金制度の見直し、競走実施事務の私人への委託制度、これについて、近年、法改正で既に見直しが行われていんです。

他の公営競技についてはモーターボート競走に先駆けてやつていて、そういった中で、なぜ競艇、モーターボート競走についてこういう見直しがほかと比べて実施されてこなかったのか、その理由について伺いたいと思ひます。

○富士原政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、競艇と同様の状況にございます競輪あるいはオートレース等では、競艇に先行してさまざまな措置が講じられております。

この背景でございますが、先ほど各競技の現状それからこれまでの歩みというのを御説明させていただきましたけれども、やはりモーターボート競走はほかの公営競技に比べて悪くなるのが比較的遅かつたという現実がございます。これは、例えば競輪と比べてみますと、いわゆる競走場というのは競輪の半分ぐらいしかございません。一方で、売り上げについては競輪よりも若干多いという意味で、その集中度が高いということもございまして、全体として、施行者の収益が悪化するという状況が競輪とちよつと比べてやつてきたという状況でございます。

したがって、私も、そういう状況を踏まえて、また既に競輪等が実施している措置も参考にしながら、モーターボート競走をどうやって立て直していくのかという措置を今回講じさせていたございましたことでございます。

○高木委員 モーターボート競走について、ほかの公営競技ほど収益の悪化がなかつたわけですね。逆に言えば、悪化してやらざるんじやなくて、悪化する前に手を打つことが大切だと思ひん

です。傾向はあつたわけですから。そういった中で、今回の改正をこにして、またいろいろと手を打たれていくわけですけども、先ほど、売り上げの向上に向けて、重勝式投票法の導入などモーターボート競走の魅力向上につながる法制度改正を行うとしていられるけれども、その一環として、払戻金についても若干、制度の見直しを行うと伺つております。

では、今回、この重勝式投票法の導入また払戻金について見直しを行うこととした理由、これはどのようなものなのか。また、ほかの公営競技はどうなつていられるかについてもお尋ねをしたいと思います。

○富士原政府参考人 モーターボート競走におきまして勝舟投票法というのは、現在、単勝式、複勝式、連勝単式、連勝複式というメニューになっております。

この中で、競走の売り上げが長期低落傾向にある中で、ファン離れ等の問題も深刻化しているというところで、やはり施行者が創意工夫をして魅力ある商品を顧客に提供していく、そういう工夫の余地をつくつていく必要があるだろうということ、今回、勝舟投票の選択の幅を広げる投票法として重勝式の投票法、これは同一の日に二つ以上の競走について同一の投票法で投票するという仕組みでございますが、これを導入することとしたというところでございます。

これはどういう効果があるのかというふうには考えますと、やはり非常に安い、低額を投入してかなりのスリルを味わえるといえますが、むしろ大きな金で大もうけしようということではなくて、比較的小さな金で十分楽しめるということ、底辺の拡大につながるのではないかとこのように私どもも期待をしております。

それから、払戻金の率の見直しでございます。その中者に対する払戻金というのは、百分の七十五に相当する額と現在されているわけでございます。この払戻金率というのはレースの商品特性を決める重要な要素でございます。これについて





かけの方式について施行者の選択の幅をふやすことよって、ファンの視点に立った弾力的な競走の運営を可能とするように措置をいたすものでございます。

また、日本船舶振興会への交付金を定める別表の見直しを、先ほど言われました、四十五年ぶりの見直しでございます。交付金率を平成十七年度実質ベースで三・三から二・六へ引き下げる、これによって約六十数億円というものが変わってくるわけでございまして、これによって事業者も均てんされるわけでございますが、赤字が続く施行者について、その交付金の支払いを一時、一定期間猶予するという制度も今回改めて導入したわけでございます。

十七年度で減ったとはいえ、六事業者の方が赤字だということで、その金額も億単位のお金でございます。大変つらいというふうに思うんです。そういうものについても、納入猶予というようなものも今回導入いたしまして、赤字施行者の経営再建の支援をしようということでございまして。

このことによりまして、健全なモーターボート競技場というものが維持され、また再生することよって、地域における雇用機会の創出とか、これは非常に大きなものがあると思います。私の地元にも尼崎競艇という、これは相当大きな規模でございますけれども、その競艇が開かれるときには、市民に迷惑がからないように、周辺の道路の車両の整理、そういうものでたくさん警備員が出勤して、雇用創出もあります。

そのほか、祭りも、その場所を借りて、雨がからさない天蓋が、大きなものがあるものですか、市民は、競艇を楽しむだけではないに、子供もおじいちゃん、おばあちゃんもそういう場所でお祭りとかあるいはそのときの出店とか、私も、競艇は行きませんが、そういう機会には必ずあいつに伺って、市民と触れ合う競艇場というものがあつたわけでございまして、こういうものが健全に、地域に溶け込むことよって私は

その目的を大きく達成できるのではないかとこのように思っております。

○糸川委員 ぜひ地域振興のために、この後、場外発売場ですか、こういうものについても質問してまいりますけれども、やはり地元理解というものがないとなかなか成功しない。地元密着で、こんな競艇場が来ちゃったじゃなくて、ぜひ来てもらいたいとまた言ってもらえるような、そういうモーターボートの競技場、そしてその近隣の開発、そういうものも含めて考えていただきたいなというふうに思うわけでございます。

それでは、もう余り時間もございませんので、この場外発売場、通常ポートピア、こういうふうな言っておるようでございませぬけれども、その設置について、今回の改正の中では、場外発売場の設置を許可制というふうにしておりますけれども、その理由について御答弁いただけますでしょうか。

○富士原政府参考人 今回、場外発売場の設置を許可制といたします。その理由でございますが、現在、場外発売場の設置については、省令に基づきまして、大臣の設置の妥当性についての確認を受けるということになってございます。この大臣の確認制度は、場外発売場の位置、構造、設備等に対して基準に適合しているかどうかということを確認するわけでございます。

しかしながら、今後は、競走実施事務の私人委託制度ができます。したがって、場外発売場を民間会社が運営するというようなこともできおりましたので、今回はその委託を受けて民間会社がやるようなことも考えられるというところがございます。また、大臣による設置許可の取り消しあるいは命令等の監督規定をきちっと備えるという意味も含めまして、今回、適切に場外発売場を監督していく上で許可制を設けるのが適当だろうというふうに判断したわけでございます。

○糸川委員 今回、私人委託制度を導入することよって、逆に地元との調整が難しくなってくる

んじゃないのかな。やはり民間ですから、そういうところで微妙な地元との調整というものが出てくるんじゃないのかな。

そこで、場外発売場の設置に当たって、地元との調整をどのように今後図らせるおつもりなのか、お聞かせいただけますか。

○富士原政府参考人 場外発売場の設置に当たっては、設備的な問題も当然あるわけでございまして、まず地元との調整というのが大事だと思いますが、まず地元との調整というのが大事だということも考えております。今回、許可制を導入するとういう場合におきましても、やはりその運用に当たっては、地元との調整がきちんと行われているということをしつかり指導してまいりたいというふうに考えております。

現行の大臣確認制度のもとでは、地元との調整につきましましては、場外発売場の所在する市町村の自治会の同意でありますとか、市町村長の同意、あるいは市町村の議会が反対していないというようなことをもって、地元との調整がとれていると判断するというふうに運用しているわけでございまして。

今後の運用につきましても、基本はこれになるわけでございますが、他の公営競技における運用でありますとか、関係機関との調整、これは警察等になります、図りながら適切に運用をしてまいりたいというふうに考えております。

私人に委託されるというのは、あくまでも券の発売でありますとか払い戻しでありますとか、そういう事務でございます。最終的には、やはり施行者がその辺については責任を持ってやっていただくかきかぬというところでございます。今後は地元との調整についても、やはり関係者がその調整がとれるように努力をしていくということとが大事だということも考えております。

○糸川委員 場外発売場については、大臣、ぜひ引き続き適切な監督を行っていただきたい。

場外発売場の許可制の導入というものが、やはり私人委託制度の導入と関係があることとございまして、モーターボート競走、これ

は健全な公営競技でもございますけれども、一方で、ギャンブル性が非常に高い、そういう性格を有するものから、このような私人委託制度の導入に関しては、やはり問題のある関係者、そういう方々が関与しないように慎重な対応というのが必要だということも思いますので、ぜひ大臣、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

もうほとんど時間がございませぬので、大臣に最後にお尋ねをしたいと思います、今回の法改正によりまして、どのようにモーターボート競走の改革を進めていかれるのか、御所見を最後にお伺いして、終わりたいと思っております。

○冬柴国務大臣 大きく二点あると思っております。

一つは、施行者の経営基盤の強化でございます。今回の改正におきまして、交付金制度の見直しや、その納付の猶予というような制度も入れました、それから競走実施事務の委託というものを導入いたしました。こういうものを通じまして、施行者の経営基盤を強化していきたいというふうに思っております。

もう一つは、モーターボート競走の活性化でございます。今回の法改正では、重勝式の投票法の導入など、モーターボート競走の魅力向上につながる制度改正も行うこととしております。こうした制度の活用によりまして、新たなファンの獲得のほか、広報とかマーケティングの民間委託によりまして、民間のノウハウを活用した売り上げ向上の施策が展開されるのではないかとこのように期待をいたしております。

このような二点、大きくですけれども、改正を通じて、関係者の取り組みが推進され、そして最大限の努力をなされることにより、健全な、そして公益の図られる競走として発展していくように頑張っていきたいと思っております。

〔西銘委員長代理退席、委員長着席〕

○糸川委員 もう質問は終わりますが、大臣、このモーターボート競走、なかなか厳しい現状があるというところが本日もわかっております。ですか

ら、例えば相当規制緩和をしても、客離れというものが戻ってくるとはなかなか思えません。ですから、そういうところを積極的に、大臣も競艇場へまた足を運んでいただいたり、いろいろなどところを見ていただいで、イメージアップもやはり大事だと思えます。ですから、そういうところもしっかりと取り組んでいただいで、そして最終的には地域振興につながるように、リーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

終ります。ありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、穀田恵二君。  
○穀田委員 モーターボート競走は、もともと刑法で禁止している賭博及び富くじ販売の特例として、地方自治体のみ認められている公営ギャンブルの一つです。青少年への悪影響、家庭崩壊や勤労意欲を低下させるなど、害悪は免れないと私は考えます。

地方財政の改善を目的としてみましたけれども、売り上げはピーク時の半分以上に減少し、二〇〇五年度には、四十一施行者中、一般会計への繰り出しができない施行者が十六、赤字施行者は六、撤退する自治体も生まれています。このまま続けるのが妥当か、再検討が必要な時期にやります。売り上げ拡大策として場外舟券売り場の設置やナイター営業の拡大が進められているが、多くの地域で住民や自治体の反対運動も起こっています。

こうした中で、昨年七月にモーターボート競走事業活性化検討委員会が報告書を取りまとめ、これに基づく具体化として本改正案が提案されました。

検討委員会について聞きます。  
今述べましたように、競艇事業をめぐってはさまざまな意見があるわけです。検討委員会には、事業に反対したり抜本的見直しを求める立場の代表者は参加したのか。そして、検討に当たり、こうした人々の意見を聞いたのか。活性化推進を求める意見しか聞いていないんじゃないか。この点についてまずお聞きします。

○富士原政府参考人 まず、モーターボート競走事業活性化検討委員会の性格でございますが、競走を取り巻く厳しい状況、施行者の売り上げ減少等の現実を踏まえて、競艇事業をどのように活性化させていくのか、施行者をどうやって元気にしていくのかという視点で開催された委員会でございます。

さまざまな問題点を検討し、その改善方策を考えるということでございまして、基本的には、委員の皆様方というのは、競艇に理解のある学識経験者、あるいはファンの方、それから業界関係者に御出席をいただいで、議論をさせていただいたということでございます。

したがって、その性格上、先生御指摘のような方々というのは本委員会には参加をしておりません。

○穀田委員 結局、賛成、推進派の立場からの改正案づくりの方策として行われたということなんです。やはりギャンブルとしての負の部分について一顧だにしないというのほだめです。したがって、改正案には、国民的検討とは違って、背を向けたさまざまな悪い内容が盛り込まれていると指摘せざるを得ない。大体、そういう話をしたときでも、国民のそういう意見をもっと聞いて、賛成反対含めて話を聞くのが私は筋だと思えます。

検討委員会の報告書は、簡単に言えば、売り上げを伸ばす、それから支出を少なくするという柱になっていくわけです。したがって、収支改善のために人件費、選手費、管理費を削減すると強調し、こうした削減の第一に外部委託の推進を掲げています。法案では、民間や施行者以外の自治体への委託を可能としています。

先ほど述べたように、この競艇というのは地方自治体のみ認められていて、自治体が責任を持って実施することが公正さの保障であって、ギャンブルに伴う弊害の抑制になるとされてきたわけだが、民間委託になれば、施行者の責任があまりいまいなくなって公正さが保障されなくなりはないか。青少年への悪影響や競艇場、場外舟券売り場周辺の環境悪化を助長し、ギャンブルの害悪が一層強めることになるのではないかと懸念が持たれますが、その点はどう考えますか。

○冬柴国務大臣 私人委託によつて大きな目的としようものが毀損されるのではないかと御指摘でございますが、私人に委託できる事務というのは限局いたしております。舟券の発売、払い戻し、警備、それから広報、今まで欠けていた部分でございますが、それら私人のいろいろなノウハウ、能力というものを、今までの地方自治体にはないそういうものをここへ導入しようということでございます。そのほか、施設の管理、そういういわば作業実施に伴う部分だけでございます。競走の実施に関する基本的な部分は施行者固有の事務として、その部分は動きません。

そして、他の、競走会に限定的に委託する事務としては、選手、ボート等の出走前の検査とか審判とか選手の管理というものはそういう人たちに委託できますが、これは私人ではありません。そういう意味で、今まで自治体が施行者として競艇事業を行っていたからそこが担保されているんだという委員の御主張はいささかも曲げられない、今回の改正でも曲げられないというふうに私は思っています。

○穀田委員 固有の事務であつて、簡単に言えば、今、最後に大臣のお話があったように、責任は施行者にあるというふうに判断していいと思えます。そうだとすると、私は厳格に指導を求めたいと思つています。

それは、先ほども各委員からお話がありました。先ほども各委員からお話がありました。射幸心をあおるような販売や広告が予想されるし、場内場外の秩序の維持や未成年チェックなども責任を持つて行えるかということだと思います。私は疑問だということはお話しておきたいと思つてます。

そこで、民間委託によつてどうなるかという問題について少し議論をしましょう。  
全国で七千人に上る競走場従事者の雇用打ち切りや労働条件悪化につながるおそれがあるんじゃないかと私は危惧しています。オートレースや競輪は二〇〇二年の改正で民間委託できるようになって、各地で雇用問題が発生しています。

北九州市では、競輪事業の民間委託で、発売、払い戻しに従事する三百五十人全員が解雇されました。委託先への再雇用のあつせんもあつたが、余りにも賃金が低く、当初は七人しか応募がなかったと言われています。

北九州の若松競艇場で舟券販売、払い戻し業務を行つている労働者の皆さんから要請がありました。次のような内容です。競輪と同様に、民間委託されたら、仕事がなくなるか、賃金が安過ぎて、生活が脅かされる。そもそも賃金は年々引き下げられて、既に年収は半分ぐらいに減つている。競輪の民間委託のときは競艇場への再雇用が行われたが、競艇まで民間委託されたらどうなるのか、大変不安だ。これ以上下がったら住宅ローンも払えなくなる。民間委託は撤回してほしい、こういう意見でした。愛知県常滑の競艇の労働者の皆さんからも同様の訴えがありました。

三十年近く発売、払い戻しをしてきたベテラン労働者の皆さんの働きが地方自治体の一般会計への繰り入れ収入を支えてきたわけです。施行者である自治体は当然、雇用者として、労働者が生活できなくなる、路頭に迷うようなことにならない、そういう点での責任を果たすべきだと私は思うんです。ベテランの職員さんがいてこそ、窓口での苦情やトラブルにも適切に対処できるし、したがって、公正で円滑な事業運営に支障を来してはならないと私は思つていますが、その点、大臣の御所見を伺いたい。

○冬柴国務大臣 売り上げが激減してきたということは委員も御承知のとおりでございます。その激減の理由というのが、パブルの崩壊、尼崎では、大震災によつてそこへ行く公共交通機関が全部途絶しちゃったんです。そういうこととか、あるいは震災後の経済の疲弊等他の競艇場とは比べ物にならないほどの激減をしたわけです。

そういうところで、先ほど来お話がありましたように、多くの事業者の中で、十五とか、最近非常な努力をして六になった。その六になったというの、そういう人件費を、いろいろな形で経営努力をしてそういうふうになっているというわけです。

したがって、我々は今回、舟券の発売、払い戻しとか広報等の事務を私人に委託できるように道を開きましたけれども、しかし、それをやるかやらないかは事業者の経営判断によって行われるわけでございます。今までできなかったことをやり得るという道を開いたことは事実でございます。けれども、これは自治体が、経営の合理化としてこういうものを導入できるかどうか、これは地域の住民の十分な御理解を得ながらしかできないと思うんですね。

特に、競艇場の場合、開催日には周辺の地域に多くの車が、あるいは他の地域からたくさんの方が寄ってこられるわけです。そういう意味で、交通渋滞とか、あるいは多くの人々が、勝つ人ばかりじゃありませんので、勝たない人は相当精神の安定を欠く人もありまして、大変迷惑を受けるわけです。したがって、警備員の配置とかいろいろやっておりますけれども、その人たちはどこの人かといえば、地元の人が多いわけです。したがって、簡単に、これをやったらすくじかしながら、運営してはなりません。

しかしながら、運営している事業者の経理状態というのが大変苦しい。大きな赤字、億単位の赤字を出しているところを改善しなきゃならないということも、これを継続する以上は絶対必要だろと思えます。そこら辺の兼ね合いを、事業者の方の判断によって住民の理解を得ながら実現させていく、その道を開くというのが今回の改正である御理解をいただきたいと思えます。

○穀田委員 二つありまして、施行者の判断と住民の理解。

それで、随分努力してきている現実があるんです。お聞きしますと、例えば、江戸川なんかの場合

合でいいいますと、九一年末でいいいますと、一時金の額は六十五万四千円だったものが、〇五年には二十万ほど下がっているんです。そんなふうにならずと労働者のところにはそれなりにしわ寄せをやってきて、この結果なんです。何か言うと、すぐ、バランスを欠いているとか、二倍だとか三倍だとか、差があるという話を皆さんはしますけれども、もつと長い目で見ると、収入が減っているという現実があつて、その合理化の上にさらに人減らしが来たんじゃないかと大変だということを私は言っているわけです。

きょうは、もう一点、場外舟券売り場について聞きたいと思うんです。

今後、丸ごと民間委託ができるようになっていきますと、まずまず設置が進むでしょう。報告書では、場外発売場の積極的整備を引き続き推進するとして、二つ言っています。手続の透明性向上や手続の簡素化です。

法案では、透明性の向上の方については、法律上の規定がなかった場外発売場の設置について大臣の許可制を導入することになっているわけですが、もう一方、手続の簡素化についてはどのような措置をとるんですか。

○富士原政府参考人 場外発売場の設置手続についての御質問でございます。

今回、場外発売場の設置については、許可制に係らしめるということで、手続を明確化するというところでございます。

手続の簡素化についても指摘を受けているところでございます。特に、地元の調整等について、今までいろいろと私も、地元と十分な調整をした上で設置を認めていくということまで運用をさせていただいてまいりました。これについても、基本的には、地元の同意の重視という姿勢は変えるつもりはございません。

一方で、他の公営競技における運用のあり方あるいは関係機関との調整等もございまして、その辺等の動向も見ながら、今後とも適切な運用方法を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ところでございます。

○穀田委員 これまで国は、場外舟券売り場の設置に当たっては、地元住民の理解が得られるように努め、今もお話があったように、十分な地元調整が必要だと指導してきました。北側前大臣は、ポर्टピアというものは、先ほども冬柴さんからありましたが、人がたくさん集まる、その施設の周辺への影響を当然考慮する必要がある、設置に当たって、設置者は当然のこととして地元の住民の理解が得られるように努めなければいけないし、また地元調整が十分に行われることが必要だと国会で答弁しています。

今度も、今、さらに舟券売り場の設置拡大が目指されているときに、住民の意思が反映されるよう、そして十分地元調整が必要だという点では、ますます重要ではないかと私は考えているんです。その辺、冬柴大臣についても同様の見解だと思っておりますが、改めて確認しておきたいと思えます。

○冬柴国務大臣 全く同様の考えであります。変えません。

○穀田委員 では、その内容で変えないことになりまして、現在、国交大臣がポर्टピアの設置の確認を行う際には三つの条件がありまして、地元自治会(町内会)の同意、市町村の長の同意、市町村議会が反対を議決していないこと、このことでもって地元合意を確認するとの運用が行われております。法改正後もこの運用は変わらないのですか、確認したいと思えます。

○冬柴国務大臣 私どもはそれを踏襲しようと思えますけれども、ただ、ほかの競技、例えば競馬とか競輪それからオートレース、同じようなものがありますか、そういうものについて、これがどうなっているのか。例えば、競艇の場合は今言った三要件がありますが、競馬の場合は、首長か自治会のいずれかの同意でいいとか、また議会が反対なら同意は無効とか、ちよつと違うんですね。それから競輪、オートでは議会については特に何もないとか、そういうものがありまして、特にそ

れは、濫用されるような形になれば別ですけども、私は、こういうものは維持しながら、今までの長い歴史もありますし、周辺の住民の同意というものがどういふことで形成されるのか、それをどういふふうにするのか。例えば、首長さんが賛成すればもう住民は全部賛成したと見ていいのかがどうかという点、これは非常に細かいことかどうかと思っております。ですから、そういうものを大事にしながら、愛される競艇であるべきだと思えます。

ただし、これが確固不動なのかと言われますと、ほかとの関係があり、そして非常に難しいことになった場合にこれでいいのかわかるといふことは再考しなきゃならない場合があるかもわかりませんが、今のところはこれでいいと私は思っています。

○穀田委員 日ごろの大臣の発言にしては、えらい持つて回った言い方です。ほかとの関係というものは、ほかでも緩いんだしたら、ほかを上げさせたらよろしい。そういうふうにとんとくことが大事なんです。住民が大事なんだというのであれば、先ほど来、その被害の問題について、一番詳しく実例を述べたのは大臣が初めてです。それは尼崎を控えているということがありますが、よくわかってます。そういう大臣にしては、次の話がえらい紆余曲折をうろろしている、そんな感じがします。

私は、三要件を堅持するとともに、もう一つ、民主的な要件が大事じゃないかと思っております。

といいますのは、これまでも地元自治会、町内会の合意を、極めて恣意的に運用されて、それが反映されなかった例があります。京都府南部、八幡市、ことし四月にオープン予定のポर्टピア八幡について、皆さんに配付した資料を見ていただきたいと思うんです。資料のような経過で地元調整、申請確認が行われたけれども、さまざまな問題が起こっています。

資料の三枚目を見ますと、(2)というところで、平

成十六年七月に役員会をする。ところが、(4)にありまうように、地元住民の民意を反映した意思決定を行うよう指導ということで、説明会それから総会をやり直しせざるを得なかったんですね。(7)で出していますように、六区では七十九班中出席する自治会の名前ですが、六区では七十九班出席班長六名で説明会。さらに(9)に、やり直した平成十七年三月の総会の投票で同意が決まったと報告されているんですが、申請が出て、国交省に問い合わせられて、ようやく今度は議事録が国交省に問い合わせられて公表された、班長さんが知らないところで決まったことになっている。

三月三十一日の六区、今言っていますような総会には、八幡市議員、巖さんという方がオブザーバー参加しているんですが、彼の総務常任委員会での発言によれば、投票が途中で打ち切られたために実際には十六人しか投票していないのを確認している、投票箱も何もなく、内容が丸見えの状態、集まった投票用紙を確認したところ、反対一、白票が十五であった、賛成の二十六票は実際に投票せず帰っていった人たちが賛成とみなしている、このことを先ほど述べた総務常任委員会会で指摘しているわけですが、それに対して、当局からも、事実上反するという答弁も抗議も今に至るまでない、こういうことがあるんですね。つまり、住民の手続というものをどう見るのかということが極めて大事な問題なんです。

そこで、実は、平成十七年二月二十八日の予算委員会八分科会、国土交通省所管の中で、当時の政府参考人は、「民主的な形でこれが進められたかどうかということ私としては判断するつもりにしております。つまり、民主的手続が得られたかということ判断するつもりだ」というふう述べているわけでありまして。さらに、この問題について、国交省が判断するわけだから、責任を持たなければならぬということについても言っておられるんですね。

だから、今私が言っていますような、そういうやり方というのは極めて異例な形で進んでいる。

その点でも、私は、民主的な手続が必要なんだということに改めて問いたいんですけども、その点はいかがですか。

○富士原政府参考人 やはり地元の民意を反映するということの意味で、どういうプロセスでその合意がなされたのかということとは非常に大事な点なんだろうというふうにも思っています。

○穀田委員 今とても大事な発言がありました。正当な民意を反映したかどうかというのは、民主的プロセスを大事にする。これはきちっと守っていた方がいいと思っています。

その根本は何かということ、大臣、最後は確認しておきたいんですが、例えば、当時北側さんは、「住民の方々の実質的な同意を得ることが必要」ということを述べているんですが、それは変わりありません。

○冬柴国務大臣 大臣の言葉に二言はないと思えます。私もそうです。

○穀田委員 そこで、実はその後半にこう言っているんですね。「実質的な同意を得るためには、当然、大切な情報が広く住民の方々に周知されていなければならないわけでございますし、また、その地元住民の同意というのが、多くの方々の意向を反映していると言えるようなものでなければならぬ」と思っています。こう言っているんですね。これはとても大切なことですよ。私は、今、手続簡素化じゃなくて規制こそ必要だ、こういうものが出る際には、やはり最初が大事なんです。

例えば、大臣、私、実際にこれをやってみてわかったんですけども、海事局というのは、例えばこういうところがありますね、ここにモーターボートの舟券売り場ができるというたら、そこだけなんです。例えば、道路がこうあって、ここに学校があるとか、ここに通学路がある、ここで一番被害を受けるところじゃなくて、当該の自治会みたいな形で、極めて限定的にやるんですね。

だから、そうやっていくと、大切な情報ということと同意ということからしまして、一番被害を受ける、そういうことを含めた広い範囲でとるんだ

ということが大事じゃないかと私は思うんですね。何もだだっ広くやれと言っているんじゃないで、実際に被害を受けるところということを含めて地元の同意と経過が必要だと思わんですが、いかがですか、そこだけ。

○冬柴国務大臣 地元でそれが開催されることによつて、被害というか影響を大きく受ける、そういう地域については、その住民の理解が得られることが非常に大事だと私も認識をいたしておられます。

一人残らずということと言われると、これはわかりません。しかし、本当に、先ほどの北側大臣が言いました、大部分の方がそれについて御了解をいただく、理解をいただく、これが大事だと思います。そうじゃないと円滑な運営はできないということとは事実でございます。

○穀田委員 終わります。

○塩谷委員 次に、長安豊君。

○長安委員 民主党の長安豊でございます。モーターボート競走法の一部を改正する法律案の質疑を行わせていただきます。

先ほど来多くの方からお話ございましたように、このモーターボート競走、競艇により地方財政が多額の部分で補われてきたということはもう論をまたないわけでございます。

一方で、けさの新聞では公示地価が発表されておりましてけれども、九一年以来、平成三年以来、久しぶりにプラスに転じたというような報道がなされておりました。

このモーターボート競走の過去を見てみますと、実は、平成三年、つまり九一年をピークに下がりが続いている。まさにこの公示地価と同じ動きをしてきた。そういう中であつて、公示地価は上がり始めたけれども、なかなかモーターボート競走は上がつてこないという現状にあるわけでありまして。

そういう中であつて、施行者、つまり地方自治体をこれかから支えていくのか。また、こういったモーターボート競走の収益によつて、公

益といえますか福祉にも多くの資金が投入されている。こういった、我々の生活にとつてプラスになることに生かしていくためには、やはり振興を図つていかなければならないというのは、これは与野党問わず、また政府も全く同じ考えだと認識しております。

そういう中であつて、今申し上げましたモーターボート競走を取り巻く事業環境というのは大変厳しい。その場合に、ではどうするのか。事業を振興する、つまり売り上げを上げるといことがまず一つであります。それともう一つ、出を削減する、つまり経費を減らして効率のいい経営をさせる。この二つ、この両輪でいかなければ、当然振興は図れないわけでありまして、今般の法改正によつて、どのように問題意識を大臣がお持ちになっているのかということをお伺いしたいと思ひます。

○冬柴国務大臣 長安議員から大変網羅的に、今回の背景とかお聞きいただきましたので、詳しくなつたら、もう途中でとめると言われればやめまされども、若干丁寧な説明させていただきます。

モーターボート競走の売上額は、平成三年の二兆二千億、これがピークでした。それが平成十七年には九千七百億、実に五六%減少したわけでございます。

開催収益を見ますと、平成三年の千七百二十一億円、収益率七・七%といった状況から、平成十六年には百二十九億円、収益率一・三%まで落ち込みを見せました。ところが、平成十七年には、施行者の合理化の努力もありまして、開催収益百九十七億円を獲得し、収益率二%まで回復をいたしました。しかしながら、赤字施行者の数は、四十一事業者のうち六事業者が赤字ということが事実でございます。

モーターボート競走会につきましては、平成十七年度は、十八の競走会のうち十の競走会が赤字となつております。競走会全体としては二千億円の赤字となつております。

こうした売り上げの長期低落傾向を背景に、長引く景気の低迷による家計における可処分所得の低下とか消費マインドの冷え込みのほか、国民のライフスタイルや嗜好の変化、レジャーの多様化等があったと考えられます。

中央競馬の売り上げも、競馬ブームの影響で平成八年ピークの四兆円、その後減少傾向があるものの、平成十七年の売り上げは二兆八千九百億円、ピークの七三%でありましたが、いずれにしても、そのように減っております。

中央競馬以外の公営競技、競輪、地方競馬、オートレースについて見ますと、モーターボート競走と同様の売り上げ傾向が見られております。平成三年をやはりピークに、売り上げが年々減少を続け、十七年における売り上げはいずれもピーク時の半分以下、例えば、競輪におきましては四五%、地方競馬は三七%、オートレースは三二%にまで落ち込んでいくわけでございます。

パチンコや宝くじは、手軽さもあって、その売り上げは横ばい、増加傾向と言われております。こういう背景を踏まえまして、今回の改正に当たりましては、二つの視点から改革に取り組みすることにいたしております。

一つは、施行者、地方公共団体ですが、その経営基盤を強化しなければならないという見方であり、交付金制度の見直しはその一つの大きなものでございます。そして競走実施事務の私人委託、一部私人委託をできるというものを導入したのもこの目的でございます。

もう一つは、モーターボート競走の活性化というところでございます。平成三年度以降、急激な売り上げの減少は、バブル経済の崩壊だけではなく、モーターボート競走が、市民の嗜好とかそういうものに対する変化に適切に対応できていないことが要因であるというふうにも考えられます。

今回の法改正で、重勝式の投票法の導入、こういうものによりまして、国民のライフスタイルや嗜好の変化に対応して、モーターボート競走の魅

力の向上につながる制度改正も行おうというわけでございます。

これは、当たりの確率がずっと小さくなるんですが、それがゆえに、少額のかけ金で楽しむことができる。そういう、多くの方がわずかなお金で、確率が大きいと大きなお金を張ってしまうんですね。ですから、そうじゃなしに、市民が、多くの人が楽しんでいただくためには、重勝式にもいろいろあるようにできても、百二十分の一ぐらいまですることができればいいです。そうすると、わずかなかけ金で何回もやりながら楽しんでいただける。そして、ぱつと当たれば相当なお金になるわけですから、そういう意味で、今の嗜好に合うんじゃないかというふうに期待しているところでございます。

そのほか、こうした制度を活用して新たなファンを獲得するほか、個人のノウハウとか工夫、もうこれは公務員をはるかに超える工夫をされます。広報、マーケティングというふうなもの、民間委託によって民間のノウハウを活用した魅力ある競技にして、国民の期待にこたえられる、そういうことをやろうとしているのが今回の改正でございます。まして、ちょっと長くなりましたが、背景とその方向について答弁をさせていただきました。

○長安委員 ありがとうございます。網羅的に御説明いただきましたので、それぞれについて御質問させていただきます。

今お話のあった経営者側の経営改革というものが、ではどのように進んでいるのかということをお伺いしたいわけでありまして、今行われているというところは、当然、従事員の方がいらっしゃるわけでございます。その人たちの問題、また、この人たちのように適正に配置しているのかという問題もございまして。

こういった人にかかわる改革をどのように取り組んでおられるのかということと同時に、さらに重要なのは、当然、今その場で働かれて、生活を営んでおられるわけでありまして、そういう方の生

活を守るということと両立しなければならぬ。よくリストラといいますが、首を切る、首を切つて減らせれば当然経費は減るの、だれにもわかる話です。そうではなくて、その方々を守りながらいかに経営を効率化させていくかというこの両立、いかに考えか、大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。

○冬柴国務大臣 答弁の前に、ちょっと一カ所だけ訂正させていただきます。先ほど競走会全体として二千億と言ったようですが、二千万円の誤りでございます。○二億円と書いてあります、その赤字でございますので、お呼びして訂正させていただきます。

さて、従業員の人員費の削減とか職員の適正配置、方向性を検討する、こういうものについてどうなのかというお尋ねでございますが、人員費の削減につきましては、施行者の全国団体であります全国モーターボート競走施行者協議会におきまして、硬直的な経費構造の見直しの一環として、平成十八年七月でございますが、基本賃金の削減を中心とした対応方針を定めて、全施行者に対して周知徹底を図ったところでございます。この対応方針に基づきまして、特に基本賃金が高い競艇場施行者等を中心に、個別に対応をしていられると理解をいたしております。

一方、施行者職員の適正配置等事業実施体制につきましては、今後、全国モーターボート競走施行者協議会におきまして、法改正の、きょうの議論等を踏まえまして、外部委託等の活用方策も含め、合理化に向けて検討を行われるということに期待しております。

いずれにせよ、職員が希望を持って働けるように、合理化だけではなく、活性化のための施策もあわせて実施していくことが非常に重要だということに思っています。

○長安委員 海事局長の私的懇談会でありましてモーターボート競走事業活性化検討委員会から「KYOTEI・ルネッサンス・プラン」ですか、こういうものも出ておられるわけでありまして。この中

で、今大臣からお話いただいた、事業に関する人の問題、またさらには、どのように振興体制をしいていくかというような報告がなされております。そういう意味では、この中で、今回の法改正をするに当たって、法改正、国会提出までに策定する、あるいは結論を得るといような記述がございます。

そういったものについて、今、人の改革もございました。さらには、振興体制についてもお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、一般論として、大臣、このモーターボート競走、つまり競艇、これがローマ字でKYOTEIになったわけでありまして、それで果たして振興できるのかという議論はあります。競艇あるいは競輪、競馬、オートレースという、今公営ギャンブルのお話でございますけれども、この競合相手はどういう業界だと大臣はお考えになりますか。

○冬柴国務大臣 やはりパチンコじゃないでしょうか。

○長安委員 ありがとうございます。まさにそのとおりです。今各業界の業績をしてみると、やはり公営ギャンブルと言われるものは、極端に表現すればじり貧、つまり縮小傾向にある。一方で、パチンコ業界は年々伸びていっているわけでありまして。

私は、そういう意味では、この公営ギャンブルが今まで、先ほども申し上げましたが、地方自治体に貢献してきた、我々の福祉増進に貢献してきたという観点からすれば、当然また頑張つてほしいという思いでございます。そのときにまずいければならないのは、今申し上げました、パチンコ業界が急激に伸びている、どうして伸びているのかという分析を私はしなきゃいけないんだと思うんです。

私はパチンコ業界の回し者でも何でもありませんけれども、やはり今私の地元でも多くの店舗があります。そういう意味では、アクセスがいい業界が伸びていくというのは当然だと思っております。

ども、それ以上にさまざまな要素があると思います。

例えば、昨今、駐車場でも赤ちゃんを放置したな  
んという事故があったりすると、それは何して  
いた、パチンコに興じていたというような報道が以  
前もございましていたけれども、つまり、女性が行け  
る娯楽になつていくことだと思ひます。実  
際、カップルで行かれていく方なんというのも多  
い。つまり、男性だけではないというのは、実は  
おしやれ感覚になつていく部分があると思ひま  
す。

一方で、公営ギャンブルの場合、一時に比べま  
すと確かに女性客はふえております。でも、パチ  
ンコという勝ち組業界から見ると、まだまだ  
女性客の比率が低いのではないかなと思つており  
ます。

それと、先ほど大臣からお話ございました  
た、重勝式導入によつて、言葉が悪く言えば、射  
幸心をあおるといふか、もう少しエキサイティ  
ングなという表現の方が正しいのかもしれない  
けれども、改正を行うんだというお話がございま  
したけれども、確かにそういった取り組みは必要だ  
と思ひます。

一方で、この競艇というものの仕組みとパチン  
コというものの仕組み、つまり、遊ばれる方の感  
覚がどうかということもぜひお考えいただきたい  
のは、競艇というのは、例えば百円で舟券を買  
たとして、その時点で収益として二五%まず取  
られるわけですね。残りの七五%を配当しますよ  
という仕組みになつていく。

一方で、パチンコ業界というのはどうなつて  
いるかといふと、パチンコでもスロットでも同  
じなんでしょうけれども、コイン一枚二十円で売  
りますというやり方をしております。つまり、千  
円で五十枚。でも、その時点では幾らも店は取り  
分はありませんといふか、ピンはねしませんと  
いふか、収益を取りませんといふ仕組みをとつて  
いる。

今ですと、店によつていろいろな種類があるそ

第一類第十号 国土交通委員会議録第七号 平成十九年三月二十三日

うです。つまり、そのコインを持つていくとまた  
二十円に戻してくれる、つまり等価交換。それを  
経験してしまつと、お客さんからすると、お店は  
あたかも我々のお金をピンはねしてないんだな  
という印象に陥るんですね。実際は、でも、お店が  
設備投資をできる、従業員を雇えるということ  
は、全体のパイで見れば、幾らかは当然収益とし  
て上がつていくわけですね。最初から二五%取  
らんとつてみれば、最初から、頭から二五%取  
れるという競艇とちよつと感覚が違う。そこがや  
はり、若い方々の遊ばれるときの印象は違ふん  
じやないのかなという気が私はいたします。

それと、昨今、そういった娯楽業界では、パチ  
ンコだけでなく、従業員教育というものがよ  
く言われます。つまり、サービスです。お客様に  
対して、心地よく遊んでもらえる環境にあるかど  
うかだと思ひます。

そこも、やはりこれから競艇業界も、施行者が  
そういった教育にお金を投資できる、また、  
カップルでも遊びに来ていただけるようなおし  
やれな、清潔な場内運営ができる、そういったもの  
にお金を注ぎ込める環境をつくつていくというこ  
とが私は重要だと思つております。そういう意味  
では、当然、売り上げをまず上げなければならな  
い、先ほど一番最初に申し上げた話でございま  
す。

この競艇の事業振興ということに関しては、競  
艇事業推進協議会という組織で議論をされて  
いるわけですね。これは大臣御存じのように、  
常設ではなくて非常設です。この競艇という事業  
を持続的に成長させていくためには、常設じゃな  
くて非常設な組織が議論して果たして他業界  
に勝てるのか。

今の世の中は、もしかしたら政治の、選挙とい  
う世界もそうかもしれない、マーケティングとい  
うものの重要性が増しております。そういう中  
にあつて、市場の動向をつかみ、どのような対策  
を打たないといけないか、機動的にいかにか打つ  
ていくかということが問われる時代にあつて、この

ような非常設の組織が議論していくだけで  
は不足しているのではないかと私は感じるわけ  
でありますけれども、大臣、御所見をお伺いしたい  
と思ひます。

○冬柴国務大臣 今回は、四十数年ぶりの改正、  
五十年近くぶりの改正でございます。そういう  
ものをするに、先ほどお話しした長時間にわた  
つて背景とかを説明させていただきましたけれど  
も、専門の方々の御意見を伺つて、今回の改正法  
の企画立案を行ったわけでございます。

ただ、この中で出てきた、民間人に対して、広  
報とかそれから発券、払い戻しを、事務を委託で  
きる道を開いたということは、こういう人たちは  
民間人ですから、もちろん営利企業になると思  
いますね、会社とか。そうすると、その人たちの感  
覚で、どうすれば多くの人にこれが愛され、この  
券が売れるんだらうか、あるいは、どういふ広  
報、マーケティングをすれば人気を得ることがで  
きるのかというところは、こういう人たちの民間人  
としての、またそういう専門家としての知恵がそ  
こに入るだらうと思ふんです。

そういうものを不断に聞きながら、今後はこう  
いうことについて、今まで事業者とかが、要する  
に地方公共団体の職員が主にそういうことをや  
つていたわけですね、そういうことをや  
う経営がここに行われるだらうということを期待  
しているわけでございます。

今委員から御指摘があつたような、パチンコ屋  
さんが、女性の方々がそれに親しんでおられると  
いう事実をおっしゃつていただきましたけれども、  
も、そういうことも当然に、こういう民間の人た  
ちに委託をした場合には、どうあればそうなるの  
か。それから、接客態度といふか、これは  
サービスなんだということで、社員教育等も、服  
装から態度から言葉遣いまで教育されるというの  
は民間の知恵ですから、私は、そういうものに期  
待をして、一度改正したこれについてしばらく情  
勢を見た上で、そういう今おっしゃつたような委  
員会を常設にしたらどうかという案について、

それは将来の問題として、貴重な意見として伺  
つておきたいと思ひます。

○長安委員 公営ギャンブルというのは、ある意  
味独占なんですね。他参入業者が入つてこない  
。そういう意味では、振興のしがいのあるとい  
うか、振興をうまくやつてやれば当然伸びるはず  
だと思つております。ここまで落ち込んだのは、当  
然景気の低迷というものがあつたでしょう。た  
だ、今まで長年、ある意味、運営形態、あるいは  
この法律自体もそうです、さわらずにずっと置  
てきた。その結果、ここまで落ち込んでしまつた  
のかなと思つております。

その中で、確かに競馬では、コマースヤルを流  
してみたり、またヒーローの馬をつくるといひ  
ますか、そういう努力をされているのも私も感じ  
ております。馬のトレーディングカードをつくつ  
てそれが人気が出てみたり、有名俳優がコマース  
ヤルに出ているなんというの、これは一つの知恵  
だつたんだらうと思ひます。

ただ、もう一ひねりしていかないと、やはり、  
民間の業者が機動性豊かにやつているさまざま  
ギャンブルに対して互角に闘つていくためには、  
さらなる知恵が必要ではないかなと私は思つてお  
ります。

今後の改革への指針という意味では、この「ル  
ネッサンス・プラン」、いいことがたくさん書  
いてあると思ひます。そういう意味ではいいこと  
が書いてありますけれども、国会提出までに策定す  
るとか、また結論を得るなんて書かれてはいる割  
には、まだ結論が出ていないようなものもあると  
伺ひしております。

この辺について、いかに改革を進めていくの  
か、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○富士原政府参考人 御指摘のとおり、私どもの  
現在の活動といふか対応のいわば基本的な方  
向を定めたのがこの検討会の報告書でございま  
す。

実は、さまざまな問題について法律の提出まで  
に整理しようということ提言をいただいている

わけでありませんが、関係者それぞれの状況もかなり異なる状況にあるということもあって、なかなか最終的にこれですということまでは来ておりませんが、鋭意さまざまな問題について現在検討を進めているところでございまして、法律の施行とあわせて全体がうまく機能するという事になると私は考えております。

それと、先ほど来御指摘のございます、いかにこのPRをやっていくのか、あるいは活性化のための振興活動をどうやっていくのかということについては、これは報告書にも、個々ばらばらにやっても、やはり資金力にも限界がありますし、それではうまくいかないだろうということで、やはりみんなを持ち寄って、全体として大きな効果が出るような、そういう組織体制をつくるべきだという指摘を受けてございます。

そして、現在、モーターボートの施行者団体は、まずそれを実行すべくいろいろ調整を行っているところでございます。基本的には、全国の統一団体をつくって、そこが活動の広域化、商圏の広域化を図っていくとか、あるいは全国的なPR活動をやっていくとか、そういうこれからの活性化の中核にしていこうということで関係者の方向性は一致しております、それに向けての最終的な詰めの作業を今行っているという状況でございます。

○長安委員 せひ、せっかく出てきたプランですから、有効に活用していただくことが必要ではないかなと思っております。  
先ほど、前の委員からお話がありました、ちよっと重複する部分もございすけれども、オラレ、場外発売場、空き店舗を利用した場外発売場という表現の方がいいかと思ひますが、これについてお伺いしたいと思います。

こういつた空き店舗を利用した場外発売場というものが設置されれば、当然のことながらファン層がふえていく、つまりすそ野が広がっていくということが予想されるわけでありす。一方で、先ほどもお話があったように、オラレ、場外発売

場を設置するとすると、近隣の住民の目というものは当然厳しくなるわけでありす。  
このオラレの店舗、事業計画を見ますと、十年間で三百カ所ですか、将来的には一千カ所を目標にという案が出ております。一方で、今、五年ぐらいでまだ一店舗という次元ですよ。それを考えたときに、果たしてこの目標というのは、実は絵にかいたもちなんじゃないのかということをお伺いしたいのと、また、もし三百あるいは千という目標を立てられるのであれば、それができるときに社会的な影響というものをどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○富士原政府参考人 ただいま十年以内で三百カ所というお話がございました。  
実は、私も、このオラレについては、このような目標については具体的に承知をしております。いろいろな意見を持っておられる方がいるというふうには承知しております。  
御指摘のとおり、今できていますオラレは九州に一所だけでございまして、やはり何と云っても場外券売り場でございますから、地域の理解を得るというようなささまざまな手続が必要でございます。

ただ、このオラレの効果については、ある意味地域に溶け込んだ場外券売り場ということでございます。ファンですそ野を広げる意味では非常に大きな効果も期待できるのかなという気がしているところでございます。ただ、この運用については、やはり地域との問題ということも重視しながらやっていかなきゃならないだろうというふうな考えでおります。

○長安委員 時間に限りがございますので、最後の質問をさせていただきます。この競艇というものをやはり多くの方々に楽しんでいただくためには、そのためには、やはり事業の情報をいかに開示して国民の皆さんへの透明度を高めていくかということが一番私は重要だと思っております。

そういう中であつて、やはり、事業の今の会計

を見ておられますと、企業会計でもなければ、また外部監査というものが充実しているのかということもまだまだ不足していると私は感じておるわけでありすけれども、こういった事業の透明化に対する取り組みについて、大臣の御所見を最後にお伺いしたいと思います。

○冬柴国務大臣 やはりこれは公益を目的とした事業でございますから、その収支その他は、企業会計原則に基づく財務諸表というものがきちっとあつて、だれが見てもその内容を批判できる、どの点に冗費があるのかとか、収支はきちつと合っているのかとか、あるいは、資産の状況は減価償却で現在価格はどれだけの状態か、こういうものがわかるようにして、それを開示されるということが私は必要だと思ひますし、また、それが正確に記帳されたかということも監査するという点も、公認会計士等の監査を定時に受けるということも非常に大事だと思ひます。

金額が大きいし、そして、それが公益目的といえ、独立して収支というものがわかる以上、その利益となるものを一般会計に繰り出すとしても、その収支なり、どれだけこれが、どういう原価がかかったかということが一般から見えるような透明性を確保することは必要だと認識をいたしておりますので、これは、そういう権限は私にはないとは思ひますけれども、しかし懲罰はしていかなきゃいけない、その方向であろうと思ひます。

○長安委員 まさに、この事業の収益が何に使われるか、国民の皆さんの生活あるいは福祉の増進に役立つのかということも国民の皆さんがチェックできる仕組みにしていきたいことが重要であります。せひ御尽力いただきたいと思ひます。  
最後に、先ほどオラレのところで大分から他の委員に対してお話がございましたけれども、設置基準、条件というものは、他競技も見ている、つまり、競馬の場外発売場、競輪の場外発売場というものも見ながらというお話がございました。私は、場外発売場というものに関して言えば、

競輪、競馬、競艇、オートレース、それが一つの店舗で買えるような仕組みをつくつてもいいんじゃないか。何でも縦割り、競艇はこの店舗です、競馬はこの店舗ですと別でやる縦割りではなくて、ある意味これだけ、先ほど言いました、パチンコ業界というのは一大産業になっております。そこを肩を並べていく、背中を見て追いついていくという状況を考えれば、やはりそれぐらいの統合というものを、統合というか協力関係をいかに築いていくかということが将来的な振興につながるのではないかと思っております。  
時間が参りましたので、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、三日月大造君。

○三日月委員 民主党の三日月大造です。  
最後になりましたけれども、私も、このモーターボート競走法改正法案について審議をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私の地元滋賀県にも琵琶湖ボートがあります。先般行つてまいりました。思つていたよりきれいでした。私は負けたんですけども、伴野筆頭と違つた。

せひ、一部の人が何か多くのリスクを背負つてやるギャンブル的なものではなく、ギャンブルなんですけれども、しかし、家族、カップル、お年寄りも含めて集える、観光の資産にもなる、地域の祭りとも連動してやる。先ほど御答弁がありましたけれども、国民に親しまれる公営競技として健全に発展していくことを願う一人として、私も質疑に参加させていただきたいと思ひますし、いろいろと課題がある中で、もつとこういうふうな検討すればよかつたんじゃないかという先ほど御意見がありました。とはいへ、関係者の協議を経て、今回改正法案が出されるということについて、関係者の御努力に敬意を表して、私も賛意を示していきたいというふうに思ひます。そういう立場から何点か質問をさせていただきます。  
確認のための質問なんですけれども、モーターボート競走会への交付金や、そして公営企業金融

公庫への納付金を見直される御予定はないのか。  
特に、公営企業金融公庫への納付金については、これは地財法三十二条の二に定められておりまして、地方債の利子補てん、そして公営競技の収益の均てん化というのに役立っていたことは理解をいたします。

しかし、この地財法は、昭和四十五年から平成二十二年までという定めがあるものが一つ。また、公営企業金融公庫自体を改革するための、地方公営企業等金融機構法案というのが今提出をされているというこのタイミング、加えてモーターボート競走法が改正されるというこの時期であるならば、この公営企業金融公庫への納付金というものについても一定見直しが行われてもいいのではないかと思うのです。

この二点、いかがでございますでしょうか。  
○富士原政府参考人 公営企業金融公庫への納付金、現在約一割、売り上げの一割が納付されておりました、それが利子補給財源として機能しているという状況でございます。

今回、一連の見直しが行われているという状況であるわけですが、実は、既に一度この納付金、見直しが行われておりまして、若干下げられております。あとは赤字施行者に対する還付制度等もございまして、そこは一定の配慮が行われてきているというふうには私どもは理解しております。

ただ、一体この制度を恒久的にどうするんだという問題がございまして、これについては私どもも手にはちよつと余るわけでありまして、それは地方財政法の見直しの中で、それぞれの公営企業から交付されているお金を、これをどうやって使っていくのか、あるいは、これで打ちだめにするのかということも含めて、これから議論されていくテーマなのかというふうには考えております。

○三日月委員 モーターボート競走会への交付金についてはいかがですか。

○富士原政府参考人 モーターボート競走会への交付金、これは実は省令で定めることになりました。そして、今考えておりますのは、御承知のと

おり、モーターボート競走会は非常に厳しい経営状況にあるということでありまして。一方で、モーターボート競走会の使命は、これはあくまでも極めて高い公平性それからモラルが求められるということでございます。ここについて、余り過度の合理化は求められないという限界があるというふうには私どもも思っております。

そういう意味でいきますと、今回、モーターボート競走会は、中央の今の全国モーターボート競走会連合会と統合して一つの法人になります。これは一年後になりますけれども、その中で一定の合理化効果というのは出てくるというふうな期待しておりますが、一方で、それだけで十分なのかという問題がございまして。その辺については、これからの統合の計画あるいは予想される結果も踏まえながら、モーターボート競走会に対する交付金率についても、その状況を、実態を反映したものにしていく必要があるだろうというふうには考えております。

○三日月委員 モーターボート競走会への交付金についても、これは規則の十三条に関する別表第三ですか、これは率を見ますと、経営が厳しい施行者ほど率が高くなる。十九条交付金とは違うんです。したがって、実態に合う形で、施行者にとつていかなる形がいいのかということも含めて検討されるということでしたので、その点、ぜひきちんとしていただきたいということが一つ。

公営企業金融公庫への納付金についても、これは総務省ですから手に余るということはあるかもしれませんが、モーターボート競走を所管する国交省からその見直し、せつかく組織が変わるんだとしたら、この機会に納付金のあり方についても見直していこうという提案をするということぐらひの答弁は私にはあつてもいいと思っております。これはぜひ、大臣ももうなすずいていらつしやいますから、しっかりとこの機会にお願いをしたいということが一つ。

それともう一点、違う角度からお伺いしたいんですけれども、この間、皆さんの議論で、これま

で公益に資するものが多くあつたんだ、一般会計にも繰り出しが行われていたんだということがありまして。これまで一般会計にどれだけ金額として繰り出しをされ、そしてそれはどの分野に充てんをされてきたんですか。

○富士原政府参考人 これまでの一般会計への繰り出し、三兆七千億円繰り出されているという御説明をこれまで申し上げました。それは具体的にどのように使われているのかという御質問でございます。

これは、基本的には施行者がそれをどうやって使うように判断するのかということに係るわけでございますが、大ざっぱに言いますと、土木関係が三六%ぐらいございます。続きまして、教育関係、その他、その他はぐつと落ちるわけでございますが、その他のいわば高度の公益的な目的に使われているという状況でございます。

○三日月委員 いや、現行法の二十条の二でも定められておりますし、改正される法の三十一条で「収益の使途」としてこの使途について規定がなされることになってるのは承知をしておりますが、三兆七千億ほど一般会計に繰り出しがされて、地方の財政にも貢献をし、公益にも資してきたんだ、これは私も理解をします。

そのときに、一般会計に繰り出しをされているにもかかわらず、道路を中心とする土木に何%使われましてとか教育に何%使われましてという、言ってみれば半ばひもつきのような、そして、こういうことに使ってくださいということが施行者と自治体の間で協議されるような、そういう仕組みになっているのかなという素朴な疑問を持つんですけれども、そのあたりのルール、決まり事とこのようになっているんですか。

○富士原政府参考人 これは法律上、そういう公的な目的に使うようにという規定が設けられております。基本的には福祉のために使っていくということが施行者に対して求められているということでございます。

ので、それがどういう形で使われるのかということについては、基本的にその施行者が適当と考える範囲でそれを使っているというのが実情でございます。

○三日月委員 わかつたようなわからないような御答弁なんですけれども。

しかし、一般会計の繰り出しに関するルール、そしてそれが施行者、地方自治体においてどのように使われているのかというチェックのあり方、このあたりは国で一定ガイドラインを示すとか、そして監視をしていけるような、そういう仕組みが必要だと思っております。

もう一点、私人への委託についても多くの委員の皆さんからお話がありました。今回、一つの画期的な、公営競技であるんだけれども民間の発想を取り入れるんだということなんです。とはいへ、公営競技である一部分を私人に委託するわけ、その歯どめというのが大事だと思っておりますけれども、委託できない事務、委託してはならない相手、これをどのように定められるおつもりかが一点目。

二点目は、例えば、先行して実施をされたオートレースや競輪なんかでもそうなんですけれども、包括的にもう委託をしてしまつて、あとは個別の業務ごとにどうなっているかよくわかりませんということでありまして、委託をした先はあれだけけれども、その契約がきちんと交わされていないがために、請け負う業者とそこで働く人たちが全然違う組織に所属をする、指揮命令系統がはつきりしないという職員派遣方式でありますとか、こういう実態もあるというふうには伺っています。こういった問題にどう対応するのか。

また三番目に、秩序維持ですね。やはり公営競技、暴力団なりのみ行為も含めて秩序の維持というのが大事だと思っておりますけれども、このあたりについて、今、現行法では十七条と二十二条の十一に規定をされています。秩序の維持や命令ですね。また、省令、規則にもきちんとこの規定が置かれておりますけれども、このあたりは当然置き

続けられる、規定をされると理解してよろしいでしょうか。

以上、三点。

○冬柴国務大臣 この競走の実施事務は施行者、すなわち地方公共団体がみずから行うということが大原則でございます。したがって、その一部の事務を委託するとかいう場合には、国土交通省令で定める施行者固有事務を除いた部分で、競走法に基づき国土交通大臣の監督を受ける各都道府県のモーターボート競走会に対してのみ与えることができるというのが一つでございます。

それから、外部委託で、先ほど言いましたように、民間人にも委託する道を開きまして、先ほどのモーターボート競走会、これは公的なものですけれども、それ以外の部分でありまして、やれるのは警備とか広報あるいは施設管理とか、それから、もう一つ大きいのはやはり舟券の発売とそれに配当の払い戻し、こういうものは民間の活力を導入しようということでございます。

しかし、それについても、これは地方公共団体が固有的に行うということがしんじなっております。今回創設するわけですから、これについてもちやんと法的な手当てをして、施行規則等で定める。

そして、施行者に対しては、いわゆるその人たちに對する授權をしているわけですから、その部分についてきつちりできているのかどうか。先ほどおっしゃったように、孫請までやられたら非常にはつきりしない、その一番末端で変なことをやられたのではどうするんだという部分についても、国土交通大臣としては、今度は秩序維持命令というようなもの行使して、開催の停止命令まで留保して、そういうものが起こらないように監督をきつちりしていかうということでございます。

したがって、本来は地方公共団体でやるということが原則ですけれども、その一部はそのように限定的に、法的手当てをしながら、資格もきつちりとして、そして、しつ放しではなしに、そ

れがどういふことを行っているか、もし間違ったことがあれば秩序維持命令とかそういうものを行使できるように留保をしているわけでございます。

○三日月委員 ぜひそこは、不幸にも改正がおくれたとはいえず、所轄官庁が違うとはいえ、先行事例として競輪やオートレースの事例があるわけで、そこでの問題点もきちんと踏まえた上で、対応、監視のあり方も含めて御検討いただきたいと思っております。そこは要請をしておきたいと思っております。

指定法人化により設置される船舶等振興機関についてお伺いをいたします。日本船舶振興会ですね。

これは、行政と連携しながら、民の立場から公の精神を持って公益に資するいろいろな事業を行っていただく、助成をしていくんだと。そして、その透明性についてもいろいろ指摘をされてきました。船舶振興会としても、ホームページを立ち上げられたり、情報公開を一生懸命積極的に行なわれているということについては一定理解をいたします。

ただ、私、懸念としてぬぐえないのは、この船舶振興会から助成を受けるさまざまな団体、事業のあり方、そしてそれが、質疑の中でも出てきましたけれども、公務員の方の再就職機関、いわゆる天下り機関になって温存されているんじゃないかという懸念がぬぐえないんです。

まず一点、この船舶振興会が十八年度に助成をする上位六機関、財団法人交通エコロジー・モビリティ財団から財団法人運輸政策研究機構に至るまで、これはどの程度再就職をなさっているか御存じですか。

また、この船舶振興会から助成されるこういう団体についても、事後評価システムをやはり一定設けるべきだと思っておりますけれども、この提案についていかがでございますか。

○富士原政府参事 現状、日本船舶振興会から助成金を出している団体で、国土交通省の職員

Bが常勤で勤めている数でございます。三十八団体、六十九人が再就職をしているということでございます。

ただ、一つ御理解いただきたいのは、この日本船舶振興会は、基本的に公益事業に対して助成をするということになります。したがって、相手はやはり公益事業をやっている法人になるということでございます。役人のOBがいるような、公益的な仕事をしているところはどうしても行きがちな傾向が出てくるということでございます。それが現状でございます。

○三日月委員 今局長からお話があったのは、国土交通省からの再就職です。私が御質問申し上げたのは、日本船舶振興会から助成をされている上位六機関に公務員の方が何人再就職をされているかということと申し上げれば、私の調べによれば、昨午出された予備的調査によれば、この六機関で六十二名の方が平成十七年四月一日現在で再就職をされているんです。

公益に資する仕事だから公務員をされていた方が行かれていくということもあるのかもしれない。しかし、今話題になつてきている透明性を確保するために、チェックをする側の方がチェックをされる側に余り多く再就職をされるという状況は、これは周りから見ている健全じゃないというふう

に思っています。その点、ぜひ一度、今私が申し上げた数字も踏まえて実態を調査していただいで、その上で、いかに公正、中立性を確保していくのかという観点から、この船舶等振興機関に対する指導をぜひお願いしたいということを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○塩谷委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩谷委員長 討論の申し出がありますので、これを許します。殺田恵二君。

○殺田委員 モーターボート競走は、もともと刑

法で禁止している賭博及び富くじ販売の特例として、地方自治体のみ認められている公営ギャンブルの一つです。本改正案は、場内場外の舟券販売や払い戻しなどの業務委託を広く認め、民間企業にギャンブル行為をゆだねるものであり、賛成できません。

営利本位の民間委託になれば、射幸心をあおるような販売や広告が予想され、青少年への悪影響を助長し、ギャンブルの害悪を一層強めることになりま。また、周辺住民、環境に多大な被害をもたらすナイト営業、場外発売場の拡大、約七千人に上る従事員の雇用打ち切りや労働条件の悪化につながるため反対です。

反対の理由の第二は、本改正案が、今後、場外発売場のさらなる拡大を目指す事業者の要求にこたえるものだからです。

場外発売場の設置については、これまで法律上の規定がないにもかかわらず、省令に基づき国が確認することで認めてきたこと自体が問題です。今回、法律に根拠規定を置きますが、許可基準は省令で定めることになっており、国交省の意向次第で変更可能です。

今後、法改正により民間委託も可能になり、モーターボート競走事業活性化検討委員会の報告に沿って、積極整備、手続の簡素化が強く打ち出されていることから、住民意思に反したポर्टピア設置が拡大するおそれ大きいため賛成できません。

反対の理由の第三は、新たに重勝式投票を追加し、ギャンブル性を高めることになるからです。成年の学生生徒について舟券の購入を可能とする改正についても、教育現場で未成年の学生生徒に悪影響を与える危険性は排除できません。

なお、日本船舶振興会に対する交付金率引き下げは、地方自治体から強く要望されており、当然の措置です。同時に、交付金のあり方については抜本的な見直しが必要です。

そもそも、日本船舶振興会による交付金の配分は、関係団体への多数の天下りや癒着、利権を生

み出しています。日本船舶振興会の指定法人化や外部監査強化などにより透明化を図ると言いますが、癒着の根源となつてゐる天下りや利権をなくすものではありません。

以上、反対の理由を申し述べ、討論とします。  
○塩谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○塩谷委員長 これより採決に入ります。  
モーターボート競走法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○塩谷委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、中野正志君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び国民新党・無所属の会の四党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。三日月大造君。

○三日月委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、お手元に配付してあります案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえることといたします。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべしである。

一 現在のモーターボート競走が置かれてゐる状況及び今回の法改正の趣旨を踏まえ、引き続きモーターボート競走が適切に実施されるよう、必要な環境整備に努めるとともに、真に地域振興に資する公営競技となるよう、施行者の厳しい経営の立て直しに向け、万全を

期すること。

二 競走の実施事務を委託する場合にあつては、委託先の選定における公平性、透明性を確保するとともに、無駄な支出を防止するよう、施行者を適切に指導すること。

三 モーターボート競走により得られる収益に正に使用されるよう、施行者に対する指導及び監督を徹底すること。

四 場外発売場を設置しようとする者は、地元との調整を十分に行うよう、適切に指導すること。

五 船舶等振興機関及び競走実施機関の業務について、適切に執行されるよう必要な指導を行うこと。また、船舶等振興機関及び競走実施機関が、いわゆる天下り機関との指摘を受けることがないよう、配慮すること。

委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○塩谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩谷委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣冬柴鐵三君。

○冬柴国務大臣 モーターボート競走法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を初め理事の皆様方、また委員の皆様方の御指導、御協力に対し、深く感謝の意

を表します。

大変ありがとうございました。(拍手)

○塩谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩谷委員長 次回は、来る二十七日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

平成十九年三月三十日印刷

平成十九年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F